

# 屋外広告物関係法規集

平成23年4月現在

愛知県建設部公園緑地課

# 目 次

1	屋外広告物法	1
2	屋外広告物法施行規則	27
3	愛知県屋外広告物条例	35
4	愛知県屋外広告物条例施行規則	72
	別表第1（許可の基準）	87
	別表第2（適用除外の基準）	94
	様式	97
5	愛知県屋外広告物審議会規則	120
6	告示（広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止し、 又は制限する区間及び区域の指定）	123
	道路	123
	鉄道及び軌道	131
	公共空地及び池沼	144
7	愛知県手数料条例（抄）	146
8	愛知県事務処理特例条例（抄）	148
9	県及び市町村担当窓口一覧	154



# 屋 外 広 告 物 法

〔昭和24年6月3日  
法律第189号〕

(建設大臣署名)

## 〔沿革〕

昭和25年5月30日法律第214号(文化財保護法附則128条による改正)

昭和27年4月5日法律第71号(第一次改正)

昭和29年5月29日法律第131号(文化財保護法の一部を改正する法律附則9項による改正)

昭和31年6月12日法律第148号(地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律18条による改正)

昭和37年9月15日号外法律第161号(行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律235条による改正)

昭和38年5月24日法律第92号(第二次改正)

昭和39年7月11日法律第169号(地方自治法等の一部を改正する法律14条による改正)

昭和43年6月15日号外法律第101号(都市計画法施行法10条による改正)

昭和45年6月1日法律第109号(建築基準法の一部を改正する法律附則4項による改正)

昭和48年9月17日法律第81号(第三次改正)

昭和50年7月1日法律第49号(文化財保護法の一部を改正する法律附則12項による改正)

平成4年6月26日号外法律第82号(都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律附則12条による改正)

平成6年6月29日号外法律第49号(地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律10条による改正)

平成11年7月16日号外法律第87号(地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律406条による改正)

平成16年5月28日号外法律第61号(文化財保護法の一部を改正する法律附則3条による改正)

平成16年6月18日号外法律第111号(景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律4・5条による改正)

屋外広告物法をここに公布する。

## 屋外広告物法

### 目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 広告物等の制限(第3条―第6条)

第3章 監督(第7条・第8条)

## 第4章 屋外広告業

第1節 屋外広告業の登録等（第9条―第11条）

第2節 登録試験機関（第12条―第25条）

第5章 雑則（第26条―第29条）

第6章 罰則（第30条―第34条）

附則

## 第1章 総則

章名追加〔平成16年6月法律111号〕

（目的）

第1条 この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

本条一部改正〔平成16年6月法律111号〕

（定義）

第2条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

2 この法律において「屋外広告業」とは、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置を行う営業をいう。

第2項追加〔昭和48年9月法律81号〕、第2項一部改正〔平成16年6月法律111号〕

## 第2章 広告物等の制限

章名追加〔平成16年6月法律111号〕

(広告物の表示等の禁止)

第3条 都道府県は、<sup>※①</sup> 条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

一 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章〔都市計画〕の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区又は伝統的建造物群保存地区

二 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条〔重要文化財の指定〕又は第78条第1項〔重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財の指定〕の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地域、同法第109条第1項〔史跡名勝天然記念物の指定〕若しくは第2項〔特別史跡名勝天然記念物の指定〕又は第110条第1項〔史跡名勝天然記念物の仮指定〕の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第143条第2項〔都市計画区域以外の区域における伝統的建造物群保存地区の決定〕に規定する条例の規定により市町村が定める地域

三 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号〔名所旧跡の風致のための保安林の指定〕に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域

四 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するもの

五 公園、緑地、古墳又は墓地

六 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する地域又は場所

2 都道府県は、<sup>※②</sup> 条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。

一 橋りょう

二 街路樹及び路傍樹

---

<sup>※①</sup> 条例第3条（p36～p37）

<sup>※②</sup> 条例第4条（p37～p38）

### 三 銅像及び記念碑

四 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木

五 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する物件

3 都道府県は、<sup>※①</sup> 条例で定めるところにより、公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

第1項一部改正〔昭和25年5月法律214号、27年4月71号、29年5月131号〕、第2項一部改正〔昭和38年5月法律92号〕、第1項一部改正〔昭和43年6月法律101号、45年6月109号、50年7月49号、平成4年6月82号、11年7月87号〕、見出及び第3項追加・第1項及び第2項一部改正・旧4条繰上〔平成16年6月法律111号〕、第1項一部改正〔平成16年5月法律61号、6月111号〕

（広告物の表示等の制限）

第4条 都道府県は、<sup>※②</sup> 条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置（前条の規定に基づく条例によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。）について、都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができる。

本条追加〔平成16年6月法律111号〕

（広告物の表示の方法等の基準）

第5条 前条〔広告物の表示等の制限〕に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、<sup>※③</sup> 条例で、広告物（第3条〔広告物の表示等の禁止〕の規定に基づく条例によりその表示が禁止されているものを除く。）の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件（同条の規定に基づ

---

\*① 条例第8条（p42）

\*② 条例第5条（p38～p39）

\*③ 条例第11条（p43）

く条例によりその設置が禁止されているものを除く。)の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。

本条全部改正〔平成16年6月法律111号〕

(景観計画との関係)

第6条 景観法第8条第1項の景観計画に広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定められた場合においては、当該景観計画を策定した景観行政団体(同法第7条第1項の景観行政団体をいう。以下同じ。)の前3条〔*広告物の表示等の禁止、広告物の表示等の制限、広告物の表示の方法等の基準*〕の規定に基づく条例は、当該景観計画に即して定めるものとする。

本条全部改正〔平成16年6月法律111号〕

### 第3章 監督

章名追加〔平成16年6月法律111号〕

(違反に対する措置)

第7条 都道府県知事は、<sup>※①</sup>条例で定めるところにより、第3条から第5条まで〔*広告物の表示等の禁止、広告物の表示等の制限、広告物の表示の方法等の基準*〕の規定に基づく条例に違反した広告物を表示し、若しくは当該条例に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命じることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくて確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、<sup>※②</sup>条例で定めるところにより、相当の期限を定め、これを

---

※① 条例第15条第1項 (p44)

※② 条例第15条第2項 (p44～p45)

除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

- 3 都道府県知事は、第1項〔措置命令〕の規定による措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条から第6条までに定めるところに従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。
- 4 都道府県知事は、第3条から第5条まで〔広告物の表示等の禁止、広告物の表示等の制限、広告物の表示の方法等の基準〕の規定に基づく条例（以下この条において「条例」という。）に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。）、広告旗（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）又は立看板等（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第1号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。
  - 一 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあつては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。
  - 二 管理されずに放置されていることが明らかなきとき。

第2項追加〔昭和27年4月法律71号〕、第3項追加〔昭和38年5月法律92号〕、第4項追加〔昭和48年9月法律81号〕、第1項及び第2項一部改正・第3項及び第4項全部改正〔平成16年6月法

(除却した広告物等の保管、売却又は廃棄)

第8条 都道府県知事は、前条第2項〔略式代執行〕又は第4項〔簡易除却〕の規定により広告物又は掲出物件を除却し、又は除却させたときは、当該広告物又は掲出物件を保管しなければならない。ただし、除却し、又は除却させた広告物がはり紙である場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の規定により広告物又は掲出物件を保管したときは、当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）に対し当該広告物又は掲出物件を返還するため、<sup>※①</sup> 条例で定めるところにより、<sup>※②</sup> 条例で定める事項を公示しなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定により保管した広告物若しくは掲出物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から次の各号に掲げる広告物若しくは掲出物件の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該広告物若しくは掲出物件を返還することができない場合において、<sup>※③</sup> 条例で定めるところにより評価した当該広告物若しくは掲出物件の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、条例で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。

一 前条第4項〔簡易除却〕の規定により除却された広告物 2日以上で<sup>※④</sup> 条例で定める期間

二 特に貴重な広告物又は掲出物件 3月以上で<sup>※⑤</sup> 条例で定める期間

三 前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 2週間以上

---

※① 条例第15条の2第2項 (p45)

※② 条例第15条の2第1項 (p45)

※③ 条例第15条の2第4項 (p46)

※④ 条例第15条の2第3項第1号 (p45)

※⑤ 条例第15条の2第3項第2号 (p45)

で<sup>※①</sup>条例で定める期間

- 4 都道府県知事は、前項に規定する広告物又は掲出物件の価額が著しく低い場合において、同項の規定による広告物又は掲出物件の売却につき買受人がないとき、又は売却しても買受人がないことが明らかであるときは、当該広告物又は掲出物件を廃棄することができる。
- 5 第3項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。
- 6 前条第2項〔略式代執行〕及び第4項〔簡易除却〕並びに第1項から第3項までに規定する広告物又は掲出物件の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき広告物又は掲出物件の所有者等（前条第2項に規定する措置を命ずべき者を含む。）に負担させることができる。
- 7 第2項の規定による公示の日から起算して6月を経過してもなお第1項の規定により保管した広告物又は掲出物件（第3項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該広告物又は掲出物件の所有権は、当該広告物又は掲出物件を保管する都道府県に帰属する。

本条追加〔平成16年6月法律111号〕

## 第4章 屋外広告業

章名追加〔平成16年6月法律111号〕

### 第1節 屋外広告業の登録等

節名追加〔平成16年6月法律111号〕

（屋外広告業の登録）

- 第9条 都道府県は、<sup>※②</sup>条例で定めるところにより、その区域内において屋外広告業を営もうとする者は都道府県知事の登録を受けなければならないものとすることができる。

本条追加〔昭和48年9月法律81号〕、見出及び本条一部改正・旧8条繰下〔平成16年6月法律

---

※① 条例第15条の2第3項第3号（p45）

※② 条例第20条～第35条（p49～p56）

第10条 都道府県は、前条〔屋外広告業の登録〕の条例には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 登録の有効期間に関する事項
- 二 登録の要件に関する事項
- 三 業務主任者の選任に関する事項
- 四 登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項
- 五 その他登録制度に関し必要な事項

2 前条〔屋外広告業の登録〕の条例は、前項第1号から第4号までに掲げる事項について、次に掲げる基準に従って定めなければならない。

- 一 前項第1号に規定する登録の有効期間は、5年であること。
- 二 前項第2号に掲げる登録の要件に関する事項は、登録を受けようとする者が次のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならないものとする。こと。
  - イ 当該条件の規定により登録を取り消され、その処分の日から2年を経過しない者
  - ロ 屋外広告業を営む法人が当該条例の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日前30日以内にその役員であった者でその処分の日から2年を経過しない者
  - ハ 当該条例の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
  - ニ この法律に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - ホ 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからニまでのいずれかに該当するもの
  - ヘ 法人でその役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの
  - ト 業務主任者を選任していない者
- 三 前項第3号に掲げる業務主任者の選任に関する事項は、登録を受けようとする

る者にあつては営業所ごとに次に掲げる者のうちから業務主任者となるべき者を選任するものとし、登録を受けた者にあつては当該業務主任者に広告物の表示及び掲出物件の設置に係る法令の規定の遵守その他当該営業所における業務の適正な実施を確保するため必要な業務を行わせるものとする。

イ 国土交通大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

ロ 広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的として都道府県の行う講習会の課程を修了した者

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識を有するものとして条例で定める者

四 前項第4号の登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項は、登録を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その登録を取消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

イ 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。

ロ 第2号ロ又はニからトまでのいずれかに該当することとなつたとき。

ハ この法律に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

本条追加〔平成16年6月法律111号〕

（屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告）

第11条 都道府県知事は、<sup>※①</sup>条例で定めるところにより、屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

本条追加〔昭和48年9月法律81号〕、一部改正・旧10条繰下〔平成16年6月法律111号〕

## 第2節 登録試験機関

本節追加〔平成16年6月法律111号〕

---

※① 条例第32条（p55）

(登録)

第12条 第10条第2項第3号イ〔登録試験機関〕の規定による登録は、同号イの試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

本条追加〔平成16年6月法律111号〕

(欠格条項)

第13条 次の各号のいずれかに該当する法人は、第10条第2項第3号イ〔登録試験機関〕の規定による登録を受けることができない。

- 一 この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者であること。
- 二 第25条第1項又は第2項〔登録の取消し等〕の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であること。
- 三 その役員のうち、第1号に該当する者があること。

本条追加〔平成16年6月法律111号〕

(登録の基準)

第14条 国土交通大臣は、第12条〔登録〕の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、第10条第2項第3号イ〔登録試験機関〕の規定による登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、<sup>※①</sup>国土交通省令で定める。

- 一 試験を別表の上欄に掲げる科目について行い、当該科目についてそれぞれ同表の下欄に掲げる試験委員が問題の作成及び採点を行うものであること。
- 二 試験の信頼性の確保のための次に掲げる措置がとられていること。
  - イ 試験事務について専任の管理者を置くこと。
  - ロ 試験事務の管理（試験に関する秘密の保持及び試験の合格の基準に関することを含む。）に関する文書が作成されていること。
  - ハ ロの文書に記載されたところに従い試験事務の管理を行う専任の部門を置くこと。

---

※① 法施行規則第1条～第2条（p27～p28）

### 三 債務超過の状態にないこと。

本条追加〔平成16年6月法律111号〕

#### (登録の公示等)

第15条 国土交通大臣は、第10条第2項第3号イ〔登録試験機関〕の規定による登録をしたときは、当該登録を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該登録をした日を公示しなければならない。

2 登録試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を<sup>※①</sup>国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

本条削り・本条追加〔平成16年6月法律111号〕

#### (役員を選任及び解任)

第16条 登録試験機関は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を<sup>※②</sup>国土交通大臣に届け出なければならない。

本条追加〔平成16年6月法律111号〕

#### (試験委員の選任及び解任)

第17条 登録試験機関は、第14条第1号〔登録の基準〕の試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を<sup>※③</sup>国土交通大臣に届け出なければならない。

本条追加〔平成16年6月法律111号〕

#### (秘密保持義務等)

第18条 登録試験機関の役員若しくは職員（前条〔試験委員の選任及び解任〕の

---

\*① 法施行規則第3条第1項（p28）

\*② 法施行規則第3条第2項（p28～p29）

\*③ 法施行規則第3条第2項（p28～p29）

試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 試験事務に従事する登録試験機関の役員及び職員は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

本条追加〔平成16年6月法律111号〕

（試験事務規程）

第19条 登録試験機関は、<sup>※①</sup>国土交通省令で定める試験事務の実施に関する事項について試験事務規程を定め、<sup>※②</sup>国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不相当となつたと認めるときは、登録試験機関に対して、これを変更すべきことを命ずることができる。

本条追加〔平成16年6月法律111号〕

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第20条 登録試験機関は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第33条〔罰則〕において「財務諸表等」という。）を作成し、5年間登録試験機関の事務所に備えて置かなければならない。

- 2 試験を受けようとする者その他の利害関係人は、登録試験機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第2号又は第4号の請求をするには、登録試験機関の定めた費用を支払わなければならない。

---

※① 法施行規則第4条第2項（p29）

※② 法施行規則第4条第1項（p29）

- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を<sup>※①</sup>国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて<sup>※②</sup>国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

本条追加〔平成16年6月法律111号〕

(帳簿の備付け等)

第21条 登録試験機関は、<sup>※③</sup>国土交通省令で定めるところにより、<sup>※④</sup>試験事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

本条追加〔平成16年6月法律111号〕

(適合命令)

第22条 国土交通大臣は、登録試験機関が第14条各号〔登録の基準〕のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録試験機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

本条追加〔平成16年6月法律111号〕

(報告及び検査)

第23条 国土交通大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験機関に対して、試験事務の状況に関し必要な報告を求め、

---

※① 法施行規則第5条 (p29)

※② 法施行規則第6条 (p30)

※③ 法施行規則第7条第2項～第4項 (p30～p31)

※④ 法施行規則第7条第1項 (p30)

又はその職員に、登録試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その<sup>※①</sup>身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

本条追加〔平成16年6月法律111号〕

(試験事務の休廃止)

第24条 登録試験機関は、<sup>※②</sup>国土交通大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定による許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

本条追加〔平成16年6月法律111号〕

(登録の取消し等)

第25条 国土交通大臣は、登録試験機関が第13条第1号又は第3号〔欠格条項〕に該当するに至つたときは、当該登録試験機関の登録を取り消さなければならない。

- 2 国土交通大臣は、登録試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録試験機関に対して、その登録を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第15条第2項〔事務所の所在地の変更の届出〕、第16条〔役員を選任及び解任〕、第17条〔試験委員を選任及び解任〕、第20条第1項〔財務諸表等の備付け〕、第21条〔帳簿の備付け等〕又は前条第1項〔試験事務の休廃止〕の規定に違反したとき。

二 正当な理由がないのに第20条第2項各号〔財務諸表等の閲覧等〕の規定による請求を拒んだとき。

---

※① 法施行規則第8条 (p31)

※② 法施行規則第9条 (p31)

三 第19条第1項〔試験事務規程の認可〕の規定による認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行ったとき。

四 第19条第2項〔試験事務規程の変更命令〕又は第22条〔適合命令〕の規定による命令に違反したとき。

五 不正な手段により第10条第2項第3号イ〔登録試験機関〕の規定による登録を受けたとき。

3 国土交通大臣は、前2項の規定により登録を取り消し、又は前項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

本条追加〔平成16年6月法律111号〕

## 第5章 雑則

章名追加〔平成16年6月法律111号〕

(特別区の特例)

第26条 この法律中都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、特別区においては、<sup>※①</sup>政令で定めるところにより特別区の長が行なうものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、特別区の長に関する規定として特別区の長に適用があるものとする。

本条追加〔昭和39年7月法律169号〕、旧7条の3繰下〔昭和48年9月法律81号〕、旧12条繰下〔平成16年6月法律111号〕

(大都市等の特例)

第27条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項〔指定都市の事務〕の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項〔中核市の事務〕の中核市（以下「中核市」という。）においては、<sup>※②</sup>政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）

---

※① 政令なし

※② 地方自治法施行令第174条の40（指定都市）、第174条の49の19（中核市）

が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

本条追加〔昭和31年6月法律148号〕、旧8条の2繰上〔昭和37年9月法律161号〕、一部改正・旧8条繰下〔昭和48年9月法律81号〕、見出及び本条一部改正〔平成6年6月法律49号〕、本条一部改正〔平成11年7月法律87号〕、一部改正・旧13条繰下〔平成16年6月法律111号〕

(景観行政団体である市町村の特例)

第28条 都道府県は、地方自治法第252条の17の2の規定によるもののほか、第3条から第5条まで〔*広告物の表示等の禁止、広告物の表示等の制限、広告物の表示の方法等の基準*〕、第7条〔*違反に対する措置*〕又は第8条〔*除却した広告物等の保管、売却又は廃棄*〕の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、<sup>※①</sup>条例で定めるところにより、景観行政団体である市町村(指定都市及び中核市を除く。)が処理することとすることができる。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならない。

本条追加〔平成16年6月法律111号〕

(適用上の注意)

第29条 この法律及びこの法律の規定に基づく条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的な人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

本条追加〔平成16年6月法律111号〕

## 第6章 罰則

章名追加〔平成16年6月法律111号〕

第30条 第18条第1項〔*秘密保持義務*〕の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

本条追加〔平成16年6月法律111号〕

---

※① 条例なし

第31条 第25条第2項〔登録の取消し等〕の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

本条追加〔形成16年6月法律111号〕

第32条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第21条〔帳簿の備付け等〕の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- 二 第23条第1項〔報告及び検査〕の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 三 第24条第1項〔試験事務の休廃止〕の規定による許可を受けないで、試験事務の全部を廃止したとき。

本条追加〔平成16年6月法律111号〕

第33条 第20条第1項〔財務諸表等の備付け〕の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第2項各号〔財務諸表等の閲覧等〕の規定による請求を拒んだ者は、20万円以下の過料に処する。

本条追加〔平成16年6月法律111条〕

第34条 第3条から第5条まで〔広告物の表示等の禁止、広告物の表示等の制限、広告物の表示の方法等の基準〕及び第7条第1項〔措置命令〕の規定に基づく条例には、罰金又は過料のみを科する規定を設けることができる。

本条一部改正・旧9条線下〔昭和48年9月法律81号〕、見出削除・本条一部改正・旧14条線下〔平成16年6月法律111号〕

## 附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して90日を経過した日〔昭和24年9月1日〕から施行する。

- 2 広告物取締法（明治44年法律第70号）は、廃止する。
- 3 この法律施行前にした広告物取締法に違反する行為に対する罰則の適用に関しては、なお、従前の例による。

附 則〔昭和25年5月30日法律第214号抄〕

（施行期日）

第113条 この法律施行の期日は、公布の日から起算して3箇月をこえない期間内において、政令で定める。

〔昭和25年8月政令により、昭和25年8月29日から施行〕

附 則〔昭和27年4月5日法律第71号〕

この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和29年5月29日法律第131号抄〕

- 1 この法律は、昭和29年7月1日から施行する。

附 則〔昭和31年6月12日法律第148号〕

- 1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和31年法律第147号）の施行の日〔昭和31年9月1日〕から施行する。
- 2 この法律の施行の際海区漁業調整委員会の委員又は農業委員会の委員の職にある者の兼業禁止及びこの法律の施行に伴う都道府県又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務の地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は指定都市の市長若しくは委員会その他の機関への引継に関し必要な経過措置は、それぞれ地方自治法の一部を改正する法律（昭和31年法律第147号）附則第4項〔議員、委員会の委員又は委員の兼業禁止に関する経過措置〕及び第9項から第15項まで〔指定都市への事務引継に伴う経過措置〕に定めるところによる。

附 則〔昭和37年9月15日法律第161号抄〕

- 1 この法律は、昭和37年10月1日から施行する。

- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
- 3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた請願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。
- 4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。
- 5 第3項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
- 6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。
- 8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 9 前8項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、<sup>※①</sup> 政令で定める。

附 則〔昭和38年5月24日法律第92号〕

この法律は、公布の日から起算して90日を経過した日から施行する。

附 則〔昭和39年7月11日法律第169号抄〕

---

※① 政令なし

1 この法律は、昭和40年4月1日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和43年6月15日法律第101号〕

この法律〔中略〕は、新法〔都市計画法＝昭和43年6月法律第100号〕の施行の日〔昭和44年6月14日〕から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和45年6月1日法律第109号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して1年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔昭和45年9月政令270号により、昭和46年1月1日から施行〕

〔都市計画法等の一部改正に伴う経過措置〕

17 この法律の施行の際現に改正前の都市計画法第2章の規定による都市計画において定められている用途地域、住居専用地区若しくは工業専用地区又は空地地区若しくは容積地区に関しては、この法律の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、この法律による改正前の次の各号に掲げる法律の規定は、なおその効力を有する。

一 屋外広告物法

二～九 〔略〕

(罰則に関する経過措置)

19 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。〔後略〕

附 則〔昭和48年9月17日法律第81号〕

この法律は、公布の日から起算して90日を経過した日から施行する。

附 則〔昭和50年7月1日法律第49号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して3箇月を経過した日から施行する。

(経過措置)

9 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例

による。

附 則〔平成4年6月26日法律第82号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成5年5月政令第169号により、平成5年6月25日から施行〕

(屋外広告物法等の一部改正に伴う経過措置)

第18条 この法律の施行の際現に旧都市計画法の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、この法律の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、この法律による改正前の次に掲げる法律の規定は、なおその効力を有する。

一 屋外広告物法

二～六 〔略〕

附 則〔平成6年6月29日法律第49号抄〕

(施行期日)

1 この法律中、第1章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成6年法律第48号)中地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第12章の改正規定の施行の日〔平成7年4月1日〕から〔中略〕施行する。

附 則〔平成11年7月16日法律第87号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第7条、第10条、第12条、第59条ただし書、第60条第4項及び第5項、第73条、第77条、第157条第4項から第6項まで、第160条、第163条、第164条並びに第202条の規定 公布の日

二～六 〔略〕

(国等の事務)

第159条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この

法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第161条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第160条 この法律（附則第1条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第163条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第2条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第161条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行

日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第162条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第163条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第164条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第18条、第51条及び第184条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

附 則〔平成16年5月28日法律第61号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成16年6月18日法律第111号）

(施行期日)

第1条 この法律は、景観法（平成16年法律第110号）の施行の日〔平成16年12月17日〕から施行する。ただし、〔中略〕第5条〔中略〕附則第4条、第5条及び第7条の規定は、景観法附則ただし書に規定する日〔平成17年6月1日〕から施行する。

(屋外広告物法の一部改正に伴う経過措置)

第3条 この法律の施行前に第4条の規定による改正前の屋外広告物法（以下「旧屋外広告物法」という。）第7条第1項の規定により命ぜられた措置については、第4条の規定による改正後の屋外広告物法（以下「新屋外広告物法」という。）

第7条第1項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧屋外広告物法第8条及び第9条の規定に基づく条例（以下この条において「旧条例」という。）を定めている都道府県（旧屋外広告物法第13条の規定によりその事務を処理する地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市を含む。）が、新屋外広告物法第9条の規定に基づく条例（以下この条において「新条例」という。）を定め、これを施行するまでの間は、旧屋外広告物法第8条、第9条及び第14条（第9条第2項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

3 新条例には、新条例の施行の際現に屋外広告業を営んでいる者（新条例の施行の日の前日まで旧条例が適用される場合にあっては、新条例の施行の際現に旧条例の規定に基づき届出をして屋外広告業を営んでいる者）については、新条例の施行の日から6月以上で条例で定める期間（当該期間内に新条例の規定に基づく登録の拒否の処分があったときは、その日までの間）は、新条例の規定にかかわらず、登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる旨を定めなければならない。この場合においては、併せて、その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も同様とする旨を定めなければならない。

4 新条例には、新条例の施行の際現に旧屋外広告物法第9条第1項に規定する講習会修了者等である者について、新条例に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす旨を定めなければならない。

5 この法律の施行前に国土交通大臣が定める試験に合格した者は、新屋外広告物法第10条第2項第3号イの試験に合格した者とみなす。

第4条 この法律の施行の際現に旧都市計画法第8条第1項第6号の規定により定められている美観地区（附則第2条第1項前段に規定する美観地区を除く。）についての第5条の規定による改正後の屋外広告物法第3条第1項第1号の規定の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第6条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

別表（第14条関係）

〔上欄〕	〔下欄〕
科 目	試 験 委 員
一 この法律、この法律に基づく条例 その他関係法令に関する科目	一 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（以下「大学」という。）において行政法学を担当する教授若しくは助教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
二 広告物の形状、色彩及び意匠に関する科目	一 大学において美術若しくはデザインを担当する教授若しくは助教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
三 広告物及び掲出物件の設計及び施工に関する科目	一 大学において建築学を担当する教授若しくは助教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

# 屋外広告物法施行規則

〔平成16年12月15日  
国土交通省令第102号〕

(国土交通大臣署名)

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第14条、第19条第1項、第20条第2項第3号及び第4号並びに第21条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、屋外広告物法施行規則を次のように定める。

## 屋外広告物法施行規則

(登録の申請)

第1条 屋外広告物法（以下「法」という。）第10条第2項第3号イの規定による登録を受けようとする者は、<sup>※①</sup>別記様式第1号による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- 二 申請に係る意思の決定を証する書類
- 三 役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員をいう。以下同じ。）の氏名及び略歴を記載した書類
- 四 試験事務（法第12条に規定する試験事務をいう。以下同じ。）以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類
- 五 登録を受けようとする者が法第13条各号〔欠格条項〕のいずれにも該当しない法人であることを誓約する書面
- 六 法別表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる試験委員により問題の作成及び採点が行われるものであることを証する書類
- 七 試験委員の略歴を記載した書類
- 八 法第14条第2号ロに規定する試験事務の管理に関する文書として、次に掲げるもの
  - イ 試験の実施に関する計画の策定方法に関する文書
  - ロ 試験に関する秘密の保持の方法を記載した文書

---

※① p32～p33

- ハ 問題の作成の方法及び試験の合格の基準に関する事項を記載した文書
- ニ 試験委員の選任及び解任の方法に関する文書
- ホ 試験事務に関する公正の確保に関する事項を記載した文書
- 九 法第14条第2号ハに規定する専任の部門が置かれていることを説明した書類
- 十 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書
- 十一 その他参考となる事項を記載した書類

(登録試験機関登録簿)

第2条 法第10条第2項第3号イの規定による登録は、登録試験機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録試験機関（法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関をいう。以下同じ。）の名称
- 三 主たる事務所の所在地
- 四 役員の氏名
- 五 試験委員の氏名

(登録事項の変更の届出)

第3条 登録試験機関は、法第15条第2項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
  - 二 変更しようとする年月日
  - 三 変更の理由
- 2 登録試験機関は、法第16条又は第17条の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 選任又は解任された役員又は試験委員の氏名
  - 二 選任又は解任の年月日
  - 三 選任又は解任の理由
  - 四 選任の場合にあっては、選任された者の略歴

五 役員の選任の場合にあつては、当該役員が法第13条第3号〔欠格条項〕に該当しない者であることを誓約する書面

六 試験委員の選任又は解任の場合にあつては、法別表の上欄に掲げる科目についてそれぞれ同表の下欄に掲げる試験委員により問題の作成及び採点が行われるものであることを証する書類

3 国土交通大臣は、前2項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が法第13条第3号〔欠格条項〕に該当する場合又は法第14条第1号に掲げる要件〔登録の基準〕に適合しない場合を除き、届出があつた事項を登録試験機関登録簿に登録しなければならない。

(試験事務規程)

第4条 登録試験機関は、法第19条第1項前段の規定により認可を受けようとするときは、試験事務の開始前に、申請書に試験事務規程を添えて国土交通大臣に提出しなければならない。

2 法第19条第1項の国土交通省令で定める試験事務の実施に関する事項は、次に掲げるものとする。

- 一 試験事務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 試験事務を行う事務所及び試験地に関する事項
- 三 試験の受験の申込みに関する事項
- 四 試験の受験手数料の額及び収納の方法に関する事項
- 五 試験の日程、公示方法その他の試験の実施の方法に関する事項
- 六 終了した試験の問題及び当該試験の合格基準の公表に関する事項
- 七 試験の合格証明書の交付及び再交付に関する事項
- 八 不正受験者の処分に関する事項
- 九 帳簿（法第21条に規定する帳簿をいう。第7条第2項及び第3項において同じ。）その他の試験事務に関する書類の管理に関する事項
- 十 その他試験事務の実施に関し必要な事項

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第5条 法第20条第2項第3号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第6条 法第20条第2項第4号の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるもののうち、登録試験機関が定めるものとする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号及び次条第2項において同じ。）と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
  - 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（次条第2項及び第3項において「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

(帳簿の備付け等)

第7条 法第21条の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 試験年月日
  - 二 試験地
  - 三 受験者の受験番号、氏名、生年月日、住所及び合否の別
  - 四 合格年月日
- 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録試験機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができる。
- 3 登録試験機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、試験事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。
- 4 登録試験機関は、次に掲げる書類を備え、試験を実施した日から3年間保存しなければならない。
- 一 試験の受験申込書及び添付書類

## 二 終了した試験の問題及び答案用紙

(立入検査を行う職員の証明書)

第8条 法第23条第2項の身分を示す証明書の様式は、<sup>※①</sup>別記様式第2号によるものとする。

(試験事務の休廃止の許可の申請)

第9条 登録試験機関は、法第24条の規定により試験事務の全部又は一部の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする試験事務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日
- 三 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 四 休止又は廃止の理由

### 附 則

この省令は、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第111号）の施行の日（平成16年12月17日）から施行する。

---

※① p34

<h2 style="margin: 0;">登録試験機関登録申請書</h2>	
※登録番号	
※登録年月日	年    月    日
この申請書により、屋外広告物法第10条第2項第3号イの規定による登録を申請します。 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年    月    日</div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">                     申請者 <span style="float: right;">印</span> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">                     国土交通大臣 殿                 </div>	
フリガナ 名称	
フリガナ 代表者の氏名	
住      所	郵便番号（      -      ）  <div style="text-align: right;">電話番号（      ） -</div>
主たる事務所の所在地	郵便番号（      -      ）  <div style="text-align: right;">電話番号（      ） -</div>
試験の名称	
試験事務に関する専任の管理者の氏名及び肩書き	（氏名）  （肩書き）
試験事務を開始しようとする年月日	年    月    日

備 考

※印のある欄には、記入しないこと。

(裏 面)

(A4)

試験委員に関する事項	
フリガナ 氏 名	担当する予定の科目

様式第2号（第8条関係）

（表面）

第	号	年	月	日（有効期間1ヵ年）	6cm		
所属局部課名							
職 名							
氏 名							
					年	月	日生
上記の者は、屋外広告物法第23条第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証する。							
					国土交通大臣		印
8.5cm							

（裏面）

屋外広告物法抜粋	
第23条 国土交通大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験機関に対して、試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。	
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。	
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	

# 愛知県屋外広告物条例

〔昭和39年7月6日  
愛知県条例第56号〕

〔沿革〕昭和43年3月29日条例第7号、45年3月30日第5号、47年10月13日第44号、49年7月24日第42号、53年10月16日第47号、60年7月10日第25号、62年3月27日第20号、平成2年3月28日第16号、4年3月25日第7号、7年3月22日第17号、8年7月5日第25号、10年3月25日第21号、12年3月28日第2号、第20号、第38号、13年7月10日第47号、第48号、15年3月25日第40号、7月8日第54号、16年10月8日第51号、第59号、12月21日第63号、第64号、第65号、17年3月22日第1号、第2号、第3号、7月8日第48号、第50号、第51号、10月21日第90号、12月20日第97号、19年10月16日第50号、12月21日第59号、21年3月27日第7号、10月16日第41号、第42号、12月18日第58号、22年12月17日第41号改正

愛知県屋外広告物条例をここに公布する。

愛知県屋外広告物条例

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 広告物等の制限及び監督（第3条—第19条）
- 第3章 広告景観地区（第19条の2—第19条の5）
- 第4章 屋外広告業等（第20条—第36条）
- 第5章 屋外広告物審議会（第37条）
- 第6章 雑則（第38条・第39条）
- 第7章 罰則（第40条—第45条）

## 附則

### 第1章 総則

追加〔平成17年条例90号〕

#### （趣旨）

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」とい

う。)の規定に基づく屋外広告物(以下「広告物」という。)及び屋外広告業の規制に関する事項、広告景観地区の指定に関する事項その他広告物に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成2年条例16号、16年59号、17年90号〕

(広告物等の在り方)

第2条 広告物又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)は、風致を害し、及び公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものであるとともに、地域の良好な景観の形成に配慮されたものでなければならない。

一部改正〔平成2年条例16号、16年59号〕

## 第2章 広告物等の制限及び監督

追加〔平成17年条例90号〕

(禁止地域等)

第3条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- 一 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、風致地区及び特別緑地保全地区並びに<sup>※①</sup>同項の規定により定められた生産緑地地区で知事が指定する区域
- 二 文化財保護法(昭和25年法律214号)第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物の周囲50メートル以内の地域及び同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域
- 三 愛知県文化財保護条例(昭和30年愛知県条例第6号)第4条第1項又は第24条第1項の規定により指定された建造物の周囲50メートル以内の地域及び同条例第29条第1項の規定により指定された地域
- 四 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項第11号に掲げる目的

---

※① 知事が指定する区域なし

を達成するため指定された保安林〔風致保安林〕

四の二 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び同法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域

四の三 自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和48年愛知県条例第3号）第20条第1項の規定により指定された愛知県自然環境保全地域

五 高速自動車国道、自動車専用道路及び新幹線鉄道の全区間並びに<sup>※①</sup>道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）の知事が指定する区間並びに<sup>※②</sup>鉄道（新幹線鉄道を除く。）、軌道及び索道の知事が指定する区間

六 <sup>※③</sup>道路及び鉄道等（鉄道、軌道及び索道をいう。以下同じ。）に接続する地域で、知事が指定する区域

六の二 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園の区域及び<sup>※④</sup>その他公園、緑地等の公共空地で知事が指定する区域

七 官公署、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条に規定する各種学校を除く。）、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館及び体育館の敷地

八 古墳及び墓地並びに火葬場及び葬祭場の敷地

九 <sup>※⑤</sup>神社、寺院及び教会の境域で、知事が指定する区域

2 知事は、前項第1号、第5号から第6号の2まで若しくは第9号の規定による指定をし、又はこれらを変更したときは、その旨を告示するものとする。

一部改正〔昭和45年条例5号、47年44号、49年42号、62年20号、平成7年17号、10年21号、12年2号、16年59号、17年3号、90号、19年59号〕

（禁止物件）

第4条 次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

---

※① 告示（p122～p131）

※② 告示（p131～p143）

※③ 告示（道路p122～p131、鉄道p131～p143）

※④ 告示（p143）

※⑤ 知事が指定する区域なし

- 一 橋りょう、トンネル、高架構造及び分離帯
- 二 街路樹及び路傍樹
- 三 信号機、道路標識、道路上のさくその他これらに類するもの
- 三の二 電柱、街灯柱その他これらに類するもの
- 四 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- 五 郵便ポスト、電話ボックス、公衆便所並びに道路上の変圧器塔及び開閉器塔
- 六 送電鉄塔及び送受信塔
- 七 煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
- 八 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
- 九 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木

一部改正〔平成15年条例40号、16年59号、17年90号〕

（許可地域等）

第5条 市の区域の全部及び<sup>※①</sup>別表に掲げる町村の区域のうち都市計画法第7条第1項の規定により定められた市街化区域（当該区域内に第3条第1項各号〔**禁止地域等**〕又は次項各号〔**知事が指定する許可区間及び区域**〕に掲げる地域又は場所がある場合は、当該地域又は場所を除く。）において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、<sup>※②</sup>規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 次に掲げる地域又は場所（第3条第1項各号に掲げる地域又は場所〔**禁止地域等**〕を除く。）において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、<sup>※③</sup>規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

- 一 <sup>※④</sup>道路及び鉄道等の知事が指定する区間

---

※① 人口5,000以上で、市街化区域のある町村（p71）

※② 条例施行規則第1条（p72～p73）、第7条（p74）、別表第1（p87～p94）

※③ 条例施行規則第1条（p72～p73）、第7条（p74）、別表第1（p87～p94）

※④ 告示（道路p123～p131、鉄道p131～p143）

二 ※<sup>①</sup>道路及び鉄道等に接続する地域で、知事が指定する区域

三 ※<sup>②</sup>河川、池沼、峡谷、海浜、高原、山岳及びこれらの付近の地域で、知事が指定する区域

四 ※<sup>③</sup>港湾、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域で、知事が指定する区域

3 第3条第2項〔禁止区域の指定等の告示〕の規定は、前項各号の規定による指定及びこれらの変更について準用する。

一部改正〔昭和43年条例7号、49年42号、53年47号、平成10年21号、16年59号、17年90号〕

(適用除外)

第6条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条第1項〔禁止地域等〕、第4条〔禁止物件〕並びに前条第1項及び第2項〔許可地域等〕の規定は適用しない。

一 法令の規定により表示し、又は設置する広告物又は掲出物件

二 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用するポスター、看板等又はこれらの掲出物件

2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条第1項〔禁止地域等〕並びに前条第1項及び第2項〔許可地域等〕の規定は適用しない。

一 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所若しくは居所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件で、※<sup>④</sup>規則で定める基準に適合するもの

二 前号に規定するもののほか、自己の所有し、又は管理する土地又は物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物又は掲出物件で、※<sup>⑤</sup>規則で定める基準に適合するもの

---

※<sup>①</sup> 告示（道路p122～p131、鉄道p131～p143）

※<sup>②</sup> 告示（p144）

※<sup>③</sup> 知事が指定する区域なし

※<sup>④</sup> 条例施行規則第8条（p75）、別表第2〔1〕（p94）

※<sup>⑤</sup> 条例施行規則第8条（p75）、別表第2〔2〕（p94）

- 三 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する広告物で、<sup>※①</sup>規則で定める基準に適合するもの
- 四 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件
- 五 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件
- 六 人、動物、車両、船舶又は航空機に表示される広告物
- 七 地方公共団体が設置する公共掲示板に<sup>※②</sup>規則で定めるところにより表示する広告物
- 3 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第4条〔禁止物件〕の規定は適用しない。
- 一 第4条第3号の2に掲げる物件〔電柱・街灯柱類〕に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件で、<sup>※③</sup>規則で定める基準に適合するもの
- 二 第4条第6号又は第7号に掲げる物件〔送電鉄塔等、煙突・タンク類〕にその所有者又は管理者が、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、表示し、又は設置する広告物又は掲出物件で、<sup>※④</sup>規則で定める基準に適合するもの
- 三 前2号に規定するもののほか、第4条各号に掲げる物件〔禁止物件〕にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物又は掲出物件
- 四 前2号に規定するもののほか、第4条第7号に掲げる物件〔煙突・タンク類〕に表示する広告物で、<sup>※⑤</sup>規則で定める基準に適合するもの
- 4 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による届出をした政治団体が政治活動のために表示し、又は設置するはり紙、はり札（これに類する広告物を含む。）、広告旗（広告の用に供する旗をいう。）、立看板（こ

---

※① 条例施行規則第8条（p75）、別表第2〔3〕（p95）

※② 各地方公共団体の規則

※③ 条例施行規則第8条（p75）、別表第2〔4〕（p95）

※④ 条例施行規則第8条（p75）、別表第2〔5〕（p95）

※⑤ 条例施行規則第8条（p75）、別表第2〔6〕（p95）

れに類する広告物又は掲出物件を含む。)、広告幕(これに類する広告物を含む。)  
又はアドバルーンで、<sup>※①</sup>規則で定める基準に適合するものについては、第3条第  
1項(第1号(第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域に係る部分  
に限る。)、第5号及び第6号〔道路及び鉄道等の禁止区間、これらに接続する  
禁止区域〕に係る部分に限る。)並びに前条第1項及び第2項〔許可地域等〕の  
規定は適用しない。

5 第2項第1号に規定する広告物又は掲出物件で同号の規定による<sup>※②</sup>規則で定め  
る基準に適合しないものについては、<sup>※③</sup>規則で定めるところにより、知事の許可  
を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第3条第1項〔禁止地域等〕の規定  
は適用しない。

6 道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物若しくは公衆の利便に供する  
ことを目的とする広告物又はこれらの掲出物件については、<sup>※④</sup>規則で定めるところ  
により、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第3条第1項  
〔禁止地域等〕の規定は適用しない。

7 公益上必要な施設又は物件に<sup>※⑤</sup>規則で定める基準に適合して寄贈者名等を表示  
する場合においては、第3条第1項〔禁止地域等〕、第4条〔禁止物件〕並びに  
前条第1項及び第2項〔許可地域等〕の規定は適用しない。

8 前各項に定めるもののほか、国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、  
又は設置する広告物又は掲出物件については、第3条第1項〔禁止地域等〕、第  
4条〔禁止物件〕並びに前条第1項及び第2項〔許可地域等〕の規定は適用しな  
い。この場合において、当該広告物又は掲出物件を表示し、又は設置しようとする  
国又は地方公共団体は、<sup>※⑥</sup>規則で定める場合を除き、あらかじめ、その旨を<sup>※⑦</sup>  
知事に通知するものとする。

---

<sup>※①</sup> 条例施行規則第8条 (p75)、別表第2〔7〕 (p95)

<sup>※②</sup> 条例施行規則第8条 (p75)、別表第2〔1〕 (p94)

<sup>※③</sup> 条例施行規則第1条 (p72～p73)、第7条 (p74)、別表第1〔2八〕 (p93)

<sup>※④</sup> 条例施行規則第1条 (p72～p73)、第7条 (p74)、別表第1〔2九〕 (p93～p94)

<sup>※⑤</sup> 条例施行規則第8条 (p75)、別表第2〔8〕 (p95～p96)

<sup>※⑥</sup> 条例施行規則第10条 (p75)

<sup>※⑦</sup> 条例施行規則第9条 (p75)

一部改正〔昭和49年条例42号、平成10年21号、16年59号、17年90号〕

(経過措置)

第7条 一の地域又は場所が第3条第1項〔禁止地域等〕又は第5条第2項〔許可地域等(知事が指定する区間及び区域)〕に規定する地域又は場所に新たに指定された際、当該地域又は場所に現に表示され、又は設置されていた広告物又は掲出物件(この条例の規定に違反して表示され、又は設置されていたものを除く。)については、当該指定の日から3年間(この条例の規定による許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間)は、第3条第1項又は第5条第2項の規定は適用しない。

一部改正〔昭和53年条例47号、平成10年21号、16年59号、17年90号〕

(禁止広告物等)

第8条 次に掲げる広告物又は掲出物件は、表示し、又は設置してはならない。

- 一 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの
- 二 著しく破損し、又は老朽したもの
- 三 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- 四 交通の安全を阻害するおそれのあるもの

一部改正〔平成16年条例59号〕

(許可の期間、条件及び更新)

第9条 知事は、第5条第1項又は第2項〔許可地域等〕の規定による許可をする場合においては、<sup>※①</sup>許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付けることができる。

2 前項の許可の期間は、3年を超えることができない。

3 知事は、申請に基づき、<sup>※②</sup>第5条第1項又は第2項〔許可地域等〕の規定による許可を更新することができる。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の許可の場合に準用する。

---

※① 条例施行規則第2条 (p73)

※② 条例施行規則第3条 (p73)

5 前各項の規定は、第6条第5項〔基準に適合しない自家用広告物〕又は第6項〔道標・案内図版等〕の規定による許可の場合に準用する。この場合において、第1項中「を形成し、若しくは」とあるのは「若しくは」と読み替えるものとする。

一部改正〔昭和49年条例42号、平成10年21号、16年59号、17年90号〕

(変更等の許可)

第10条 第5条第1項若しくは第2項〔許可地域等〕又は第6条第5項〔自家用広告物(適用除外基準に適合しないもの)〕若しくは第6項〔道標・案内図版等〕の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするとき(※<sup>①</sup>規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。)は、※<sup>②</sup>規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 前条第1項及び第2項〔許可の条件・期間〕の規定は、前項の許可の場合に準用する。

一部改正〔平成16年条例59号、17年90号〕

(許可の基準)

第11条 この条例の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の基準は、※<sup>③</sup>規則で定める。

一部改正〔平成16年条例59号〕

(許可の表示)

第12条 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件に、※<sup>④</sup>許可の証票を添付しなければならない。ただし、※<sup>⑤</sup>許可の押印又は

---

※<sup>①</sup> 条例施行規則第6条 (p74)

※<sup>②</sup> 条例施行規則第4条 (p73～p74)

※<sup>③</sup> 条例施行規則第7条 (p74)、別表第1 (p87～p94)

※<sup>④</sup> 条例施行規則第5条 (p74)、第11条 (p76)

※<sup>⑤</sup> 条例施行規則第5条 (p74)、第11条 (p76)

打刻印を受けたものについては、この限りでない。

一部改正〔平成16年条例59号〕

(管理義務)

第13条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

一部改正〔平成16年条例59号〕

(除却義務)

第14条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、許可の期間が満了したとき、若しくは第16条〔許可の取消し〕の規定により許可が取り消されたとき、又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなつたときは、遅滞なく、当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。第7条〔経過措置〕に規定する広告物又は掲出物件について、同条の規定による期間が経過した場合においても同様とする。

一部改正〔平成16年条例59号〕

(措置命令等)

第15条 知事は、第3条第1項〔禁止地域等〕、第4条〔禁止物件〕、第5条第1項若しくは第2項〔許可地域等〕、第8条〔禁止広告物〕、第13条〔管理義務〕又は前条〔除却義務〕の規定に違反して広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 知事は、前項の措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者を過失がなく確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5日以上を期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限

までに除却しないときは、自ら又は知事の命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。

一部改正〔平成15年条例40号、16年59号、17年90号〕

(広告物等を保管した場合の公示事項等)

第15条の2 法第8条第2項〔保管した広告物等の公示〕の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
- 二 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所及び当該広告物又は掲出物件を除却した日時
- 三 当該広告物又は掲出物件の保管を始めた日時及び保管の場所
- 四 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項

2 法第8条第2項〔保管した広告物等の公示〕の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- 一 前項各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して2週間（法第8条第3項第1号に掲げる広告物〔簡易除却された広告物（掲出物件を除く。）〕については、2日間）、<sup>※①</sup>規則で定める場所に掲示すること。
- 二 法第8条第3項第2号に掲げる広告物又は掲出物件〔除却された広告物等で特に貴重なもの〕については、前号の公示の期間が満了しても、なお当該広告物又は掲出物件の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、当該公示の要旨を愛知県公報に登載すること。

3 法第8条第3項各号〔広告物等の売却のために経過しなければならない期間〕の条例で定める期間は、次のとおりとする。

- 一 法第8条第3項第1号〔簡易除却された広告物（掲出物件を除く。）〕の条例で定める期間 2日
- 二 法第8条第3項第2号〔除却された広告物等で特に貴重なもの〕の条例で定める期間 3月
- 三 法第8条第3項第3号〔除却された広告物等（前2号に該当する広告物等を

---

※① 条例施行規則第11条の2 (p76)

除く。))] の条例で定める期間 2 週間

4 法第 8 条第 3 項 [保管した広告物等の売却] の規定による広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

5 法第 8 条第 3 項 [保管した広告物等の売却] の規定による保管した広告物又は掲出物件の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない広告物又は掲出物件その他競争入札に付することが適当でないと認められる広告物又は掲出物件については、随意契約により売却することができる。

追加 [平成 16 年条例 59 号]

(許可の取消し)

第 16 条 知事は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。

一 第 9 条第 1 項 [許可の条件] (同条第 4 項 [更新の許可] 若しくは第 5 項 [適用除外 (許可を要するもの)] 又は第 10 条第 2 項 [変更等の許可] において準用する場合を含む。) の規定による許可の条件に違反したとき。

二 第 10 条第 1 項 [変更等の許可] の規定に違反したとき。

三 第 15 条第 1 項 [措置命令] の規定による知事の命令に違反したとき。

四 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。

一部改正 [平成 16 年条例 59 号]

(立入検査等)

第 17 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その<sup>※①</sup>身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

一部改正〔平成16年条例59号、17年90号〕

(処分、手続等の効力の承継)

第18条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者について変更があつた場合において、この条例又はこの条例に基づく規則により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者に対してしたものとみなす。

一部改正〔平成16年条例59号〕

(管理者等の届出)

第19条 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者は、これらを管理する者を置いたときは、遅滞なく、<sup>※②</sup>規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。管理者を変更し、又は廃止したときも同様とする。

- 2 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者に変更があつたときは、新たに設置者となつた者は、遅滞なく、<sup>※③</sup>規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 この条例の規定による許可に係る広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、遅滞なく、<sup>※④</sup>規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

---

※① 条例施行規則第12条 (p76)、第33条 (p83)

※② 条例施行規則第13条 (p76)

※③ 条例施行規則第13条 (p76)

※④ 条例施行規則第13条 (p76)

- 4 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件を除却した者は、遅滞なく、<sup>※①</sup>規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 5 この条例の規定による許可に係る広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者は、これらが滅失したときは、遅滞なく、<sup>※②</sup>規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

一部改正〔昭和49年条例42号、平成16年59号〕

### 第3章 広告景観地区

追加〔平成17年条例90号〕

(広告景観地区)

- 第19条の2 知事は、良好な景観を形成するため広告物及び掲出物件の整備を図ることが特に必要であると認める地域を広告景観地区として指定することができる。
- 2 知事は、広告景観地区を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かななければならない。
  - 3 知事は、広告景観地区を指定しようとするときは、あらかじめ、<sup>※③</sup>規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。
  - 4 前項の規定による公告があつたときは、当該地域内の住民及び当該地域内において広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。
  - 5 知事は、広告景観地区を指定したときは、その旨を告示するものとする。
  - 6 第2項から前項までの規定は、広告景観地区の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

追加〔平成2年条例16号〕、一部改正〔平成16年条例59号、17年90号〕

---

\*① 条例施行規則第13条 (p76)

\*② 条例施行規則第13条 (p76)

\*③ 条例施行規則第14条 (p76～p77)

(広告景観指針)

第19条の3 知事は、広告景観地区について、良好な景観を形成するために必要な広告物及び掲出物件の整備に関する指針（以下「広告景観指針」という。）を定めなければならない。

2 広告景観指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 広告物及び掲出物件の整備に関する基本構想

二 広告物の表示又は掲出物件の設置の基準

3 前条第2項から第5項まで〔*広告景観地区の指定の手續*〕の規定は、広告景観指針の決定及び変更について準用する。

追加〔平成2年条例16号〕、一部改正〔平成16年条例59号、17年90号〕

(広告景観基準の遵守)

第19条の4 広告景観地区内において広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、当該広告物の表示又は掲出物件の設置が当該広告景観地区に係る前条第2項第2号に掲げる基準〔*広告物等の設置の基準*〕（以下「広告景観基準」という。）に適合するように努めなければならない。

追加〔平成2年条例16号〕、一部改正〔平成16年条例59号〕

(広告物を表示する者に対する指導等)

第19条の5 知事は、広告景観地区内における広告物の表示又は掲出物件の設置が当該広告景観地区に係る広告景観基準に適合せず、当該広告景観地区の良好な景観の形成に支障があると認めるときは、当該広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

追加〔平成2年条例16号〕、一部改正〔平成16年条例59号〕

## 第4章 屋外広告業等

追加〔平成17年条例90号〕

(屋外広告業の登録)

第20条 県内（名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市の区域を除く。）において、

屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録の有効期間は、5年とする。
- 3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。
- 4 前項の更新の登録の申請があつた場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

全部改正〔平成17年条例90号〕

#### (登録の申請)

第21条 前条第1項又は第3項の登録〔屋外広告業の登録〕を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、<sup>※①</sup>規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 営業所の名称及び所在地
- 三 法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名
- 四 未成年者にあつては、その法定代理人の氏名及び住所
- 五 営業所ごとの業務主任者の氏名

- 2 前項の申請書には、申請者が第23条第1項各号〔登録の拒否〕のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

全部改正〔平成17年条例90号〕

#### (登録の実施)

第22条 知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次条第1項

---

※① 条例施行規則第16条（p77～p78）

〔登録の拒否〕の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項各号に掲げる事項〔登録の申請事項〕並びに登録の年月日及び登録番号を<sup>※①</sup>屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、直ちに、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

全部改正〔平成17年条例90号〕

(登録の拒否)

第23条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第33条第1項〔登録の取消し等〕の規定により登録を取り消され、その処分の日から2年を経過しない者

二 屋外広告業者（第20条第1項又は第3項の登録〔屋外広告業の登録〕を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第33条第1項〔登録の取消し等〕の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日から30日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分の日から2年を経過しないもの

三 第33条第1項〔登録の取消し等〕の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

四 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者

五 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

六 法人でその役員のうち第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの

七 営業所ごとに業務主任者を選任していない者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、直ち

---

※① 条例施行規則第17条 (p78)

に、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

追加〔平成17年条例90号〕

(登録事項の変更の届出)

第24条 屋外広告業者は、第21条第1項各号に掲げる事項〔登録の申請事項〕に変更があつたときは、変更の日から30日以内に、<sup>※①</sup>規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項が前条第1項第5号から第7号まで〔登録の拒否条項〕のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、届出があつた事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

3 第21条第2項〔誓約書面〕の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

追加〔平成17年条例90号〕

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第25条 知事は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

追加〔平成17年条例90号〕

(廃業等の届出)

第26条 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、その日（第2号の場合にあつては、その事実を知つた日）から30日以内に、<sup>※②</sup>規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 屋外広告業を廃止したとき 屋外広告業者であつた者
- 二 死亡したとき その相続人
- 三 法人が合併により消滅したとき その法人を代表する役員であつた者
- 四 法人について破産手続開始の決定があつたとき その破産管財人

---

※① 条例施行規則第18条 (p78)

※② 条例施行規則第24条 (p80)

五 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

追加〔平成17年条例90号〕

(登録の抹消)

第27条 知事は、屋外広告業者の登録がその効力を失ったとき、又は第33条第1項〔登録の取消し等〕の規定により屋外広告業者の登録を取り消したときは、当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

追加〔平成17年条例90号〕

(講習会)

第28条 知事は、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を開催しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、講習会に関し必要な事項は、<sup>※①</sup>規則で定める。

追加〔昭和49年条例42号〕、一部改正〔平成12年条例20号、16年59号、17年90号〕

(業務主任者の設置)

第29条 屋外広告業者は、その営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

一 法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

二 前条第1項の講習会の課程を修了した者

三 他の都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の行う講習会の課程を修了した者

四 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第20条の公共職業訓練若しくは同法第24条第3項の認定職業訓練で広告美術科に係るものを修了した

---

※① 条例施行規則第25条～第28条（p80～p81）

者、同法第28条第1項の職業訓練指導員の免許で広告美術科に係るものを受けた者又は同法第44条第1項の技能検定で広告美術仕上げに係るものに合格した者

五 知事が、<sup>※①</sup>規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有すると認定した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務を総括するものとする。

一 この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に係る法令の規定の遵守を確保するため必要な業務

二 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全を確保するため必要な業務

三 第31条〔帳簿の備付け等〕に規定する帳簿に同条の規則で定める事項を記載し、又は記録する業務

四 前3号に掲げるもののほか、当該営業所における業務の適正な実施を確保するため必要な業務

追加〔昭和49年条例42号〕、一部改正〔昭和60年条例25号、平成8年25号、10年21号、13年47、48号、17年90号〕

(標識の掲示)

第30条 屋外広告業者は、<sup>※②</sup>規則で定めるところにより、その営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他<sup>※③</sup>規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

追加〔平成17年条例90号〕

(帳簿の備付け等)

第31条 屋外広告業者は、<sup>※④</sup>規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識すること

---

※① 規則なし

※② 条例施行規則第29条 (p81)

※③ 条例施行規則第29条第1項 (p81)

※④ 条例施行規則第30条 (p82～p83)

ができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をもつて作成するものを含む。以下同じ。)を備え、その営業に関し<sup>※①</sup>規則で定める事項を記載し、又は記録し、これを保存しなければならない。

追加〔平成17年条例90号〕

(屋外広告業者に対する指導、助言及び勧告)

第32条 知事は、屋外広告業者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

追加〔昭和49年条例42号〕、一部改正〔平成16年条例59号、17年90号〕

(登録の取消し等)

第33条 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 不正の手段により第20条第1項又は第3項の登録〔屋外広告業の登録〕を受けたとき。
- 二 第23条第1項第2号又は第4号から第7号まで〔登録の拒否条項〕のいずれかに該当することとなつたとき。
- 三 第24条第1項〔登録事項の変更の届出〕の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 第23条第2項〔登録の拒否の通知〕の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

追加〔平成17年条例90号〕

(屋外広告業者監督処分簿の備付け等)

第34条 知事は、屋外広告業者監督処分簿を備え、これを一般の閲覧に供しな

---

※① 条例施行規則第30条第1項 (p82)

ければならない。

- 2 知事は、前条第1項〔登録の取消し等〕の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に、当該処分の年月日、内容その他<sup>※①</sup>規則で定める事項を登載しなければならない。

追加〔平成17年条例90号〕

(立入検査等)

第35条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、屋外広告業を営む者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 第17条第2項〔身分証明書の携帯〕及び第3項〔犯罪捜査の禁止〕の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

追加〔平成17年条例90号〕

(広告主の責務等)

第36条 広告主（屋外広告業を営む者その他の者に広告物の表示若しくは掲出物件の設置又は広告物若しくは掲出物件（以下この条において「広告物等」という。）の管理を委託する者をいう。以下同じ。）は、その委託に係る広告物等がこの条例の規定に違反して表示され、又は設置されることにより良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対して危害を及ぼすことがないようにするため、その広告物等の状況を適宜点検させる等当該広告物等の表示若しくは設置又は管理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 知事は、広告物等がこの条例の規定に違反して表示され、又は設置されたことにより良好な景観若しくは風致を著しく害し、又は公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該広告物等の広告主に対し、当該広告物等の除却その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 3 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、広告主が正当な理由がな

---

※① 条例施行規則第32条 (p83)

くてその勧告に従わないときは、<sup>※①</sup>規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

- 4 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該広告主に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

追加〔平成15年条例40号〕、一部改正〔平成16年条例59号、17年90号〕

## 第5章 屋外広告物審議会

追加〔平成17年条例90号〕

第37条 広告物に関する重要事項を調査審議させるため、愛知県屋外広告物審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 知事は、次に掲げる場合においては、審議会の意見を聴かななければならない。

一 第3条第1項第1号〔生産緑地地区〕、第5号から第6号の2まで〔道路及び鉄道等の区間、区間に接続する区域、公園等の公共空地（都市公園を除く。）〕若しくは第9号〔神社・寺院等〕若しくは第5条第2項各号〔知事が指定する許可区間及び区域〕の規定による指定をし、又はこれらを変更しようとするとき。

二 第6条第2項第1号から第3号まで〔自家用広告物、管理広告物、工事現場の板塀等に表示する広告物〕、第3項第1号〔電柱、街灯柱の広告物〕、第2号〔送電鉄塔等の自家用広告物〕若しくは第4号〔煙突等に表示する広告物〕、第4項〔政治活動広告物〕若しくは第7項〔寄贈者名等を表示する広告物〕若しくは第11条〔許可の基準〕に規定する基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。

三 第19条の2第1項〔広告景観地区〕の規定による広告景観地区の指定をし、若しくはこれを解除し、又はその区域を変更しようとするとき。

四 第19条の3第1項〔広告景観指針〕に規定する広告景観指針を定め、又はこれを変更しようとするとき。

- 3 知事は、前項第3号又は第4号に掲げる場合において、審議会の意見を聴こうとするときは、第19条の2第4項〔広告景観地区の指定に対する意見書〕（同

---

※① 条例施行規則第34条（p83～p84）

条第6項〔広告景観地区の指定の解除等〕及び第19条の3第3項〔広告景観指針の決定等〕において準用する場合を含む。)の規定により提出された意見書の要旨を審議会に提出しなければならない。

4 審議会は広告物に関する事項について、知事に建議することができる。

5 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、<sup>※①</sup>規則で定める。

追加〔昭和49年条例42号〕、一部改正〔昭和53年条例47号、平成2年16号、10年21号、15年40号、17年90号〕

## 第6章 雑則

追加〔平成17年条例90号〕

(規則への委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、<sup>※②</sup>規則で定める。

一部改正〔平成17年条例90号〕

(適用上の注意)

第39条 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

追加〔平成17年条例90号〕

## 第7章 罰則

追加〔平成17年条例90号〕

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第20条第1項又は第3項〔屋外広告業の登録〕の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者
- 二 不正の手段により第20条第1項又は第3項の登録〔屋外広告業の登録〕を

---

<sup>※①</sup> 審議会規則 (p120～p122)

<sup>※②</sup> 条例施行規則 (p72～p119)

受けた者

三 第33条第1項〔登録の取消し等〕の規定による営業の停止の命令に違反した者

追加〔平成17年条例90号〕

第41条 第15条第1項〔措置命令〕の規定による知事の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

一部改正〔昭和49年条例42号、平成4年7号、17年90号〕

第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第3条第1項〔禁止地域等〕、第4条〔禁止物件〕又は第5条第1項若しくは第2項〔許可地域等〕の規定に違反して広告物又は掲出物件を表示し、又は設置した者

二 第10条第1項〔変更等の許可〕の規定に違反して広告物又は掲出物件を変更し、又は改造した者

三 第24条第1項〔登録事項の変更の届出〕の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第29条第1項〔業務主任者の設置〕の規定に違反して業務主任者を選任しなかつた者

一部改正〔昭和49年条例42号、平成4年7号、16年59号、17年90号〕

第43条 第17条第1項〔広告物の存する土地等への立入検査等〕若しくは第35条第1項〔営業所等への立入検査等〕の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

一部改正〔昭和49年条例42号、平成4年7号、17年90号〕

第44条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第40条から前条まで〔罰則行為〕の違反行為をし

た場合においては、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

一部改正〔平成17年条例90号〕

第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- 一 第26条第1項〔廃業等の届出〕の規定による届出を怠つた者
- 二 第30条〔標識の掲示〕の規定による標識を掲げない者
- 三 第31条〔帳簿の備付け等〕の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は帳簿を保存しなかつた者

追加〔平成17年条例90号〕

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月をこえない範囲内において、規則で定める日から施行する。ただし、第20条の規定は、公布の日から施行する。  
〔昭和39年10月規則第111号で、同年10月3日から施行〕
- 2 愛知県屋外広告物条例（昭和25年愛知県条例第38号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
- 3 この条例施行の際、現に旧条例に違反して表示され、又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 4 この条例施行の際、現に旧条例の規定に基づき届け出をし、又は許可を受けて表示し、又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件は、当該届出又は許可の期間に限り、なお表示し、又は設置することができる。この場合においてこれらの広告物又は広告物を掲出する物件の表示又は設置については、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この条例施行の際、この条例の規定により新たに広告物又は広告物を掲出する物件の表示又は設置が禁止され、又は制限された地域若しくは場所又は物件に現に表示され、又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件（前項の規定に該当するものを除く。）については、この条例施行の日から1年間は、この条例の規定は適用しない。

6 愛知県証紙条例（昭和39年愛知県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第15号の次に次の一号を加える。

15の2 屋外広告物許可手数料

7 愛知県手数料条例の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

8 新城市、南設楽郡鳳来町及び同郡作手村を廃し、その区域をもつて新城市を設置する処分が効力を生ずる日〔平成17年10月1日〕の前日において、当該処分により新たに第5条第1項の規定により広告物又は掲出物件の表示又は設置が制限されることとなる地域に現に表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件については、当該処分が効力を生ずる日から3年間は、同項の規定は、適用しない。

追加〔平成17年条例50号〕

附 則（昭和43年3月29日条例第7号抄）

（施行期日）

1 この条例は、昭和43年5月1日から施行する。

附 則（昭和45年3月30日条例第5号抄）

（施行期日）

1 この条例は、昭和45年6月14日から施行する。

附 則（昭和47年10月13日条例第44号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に建築基準法の一部を改正する法律（昭和45年法律第109号。以下「改正法」という。）附則第13項の規定による改正前の都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定による都市計画において定められている住居専用地区に関しては、改正法附則第17項に規定する日までの間は、改正前の愛知県屋外広告物条例の規定は、なおその効力を有する。

附 則（昭和49年7月24日条例第42号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の前に5条を加える改正規定（第22条及び第22条の3に係る部分に限る。）及び第25条に2号を加える改正規定は、昭和50年2月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際改正後の愛知県屋外広告物条例（以下「新条例」という。）の規定により新たに広告物又は広告物を掲出する物件の表示又は設置が禁止された地域又は場所に現に表示され、又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件（改正前の愛知県屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）の規定に違反して表示され、又は設置されているものを除く。）については、この条例の施行の日から1年間（旧条例の規定による許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間）は、新条例第3条の規定は、適用しない。
- 3 この条例の施行の際現に屋外広告業を営んでいる者については、この条例の施行の日から30日間は、新条例第22条第1項の規定にかかわらず、同項の届出をしないで引き続き屋外広告業を営むことができる。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（愛知県手数料条例の一部改正）

- 5 愛知県手数料条例（昭和39年愛知県条例第27号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則（昭和53年10月16日条例第47号）

- 1 この条例は、昭和53年11月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、改正後の愛知県屋外広告物条例（以下「新条例」という。）第5条第1項の規定により新たに広告物又は広告物を掲出する物件の表示又は設置が制限されることとなる地域に現に表示され、又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件については、この条例の施行の日から1年間は、新条例第5条第1項の規定は、適用しない。

附 則（昭和60年7月10日条例第25号）

この条例は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月27日条例第20号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月28日条例第16号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、西春日井郡春日村を西春日井郡春日町とする処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則（平成4年3月25日条例第7号）

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成7年3月22日条例第17号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正前の都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により都市計画において定められている第一種住居専用地域に関しては、改正法附則第3条に規定する日までの間は、改正前の愛知県屋外広告物条例の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成8年7月5日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月25日条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年7月1日から施行する。ただし、第22条の3第1項及び第22条の5第2項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

（愛知県手数料条例の一部改正）

- 2 愛知県手数料条例（昭和39年愛知県条例第27号）の一部を次のように改正

する。

[次のよう略]

附 則（平成12年3月28日条例第2号抄）

[地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係  
条例の整備等に関する条例]

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月28日条例第20号抄）

[愛知県手数料条例]

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月28日条例第38号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際改正後の愛知県屋外広告物条例（以下「新条例」という。）の規定により新たに広告物又は広告物を掲出する物件の表示又は設置が制限されることとなる地域に現に表示され、又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件（改正前の愛知県屋外広告物条例の規定に違反して表示され、又は設置されているものを除く。）については、この条例の施行の日から3年間は、新条例第5条第1項の規定は、適用しない。

附 則（平成13年7月10日条例第47号）

この条例は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成13年7月10日条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月25日条例第40号）

この条例は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（平成15年7月8日条例第54号）

- 1 この条例は、渥美郡赤羽根町を廃し、その区域を同郡田原町に編入する処分及び渥美郡田原町を田原市とする処分が効力を生ずる日〔平成15年8月20日〕から施行する。
- 2 この条例の施行の際第6条の規定による改正後の愛知県屋外広告物条例（以下「新条例」という。）の規定により新たに広告物又は広告物を掲出する物件の表示又は設置が制限されることとなる地域に現に表示され、又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件については、この条例の施行の日から3年間は、新条例第5条第1項の規定は、適用しない。

附 則（平成16年10月8日条例第51号）

- 1 この条例は、中島郡祖父江町及び同郡平和町を廃し、その区域を稲沢市に編入する処分が効力を生ずる日〔平成17年4月1日〕から施行する。
- 2 この条例の施行の際第4条の規定による改正後の愛知県屋外広告物条例（以下「新条例」という。）の規定により新たに広告物又は掲出物件の表示又は設置が制限されることとなる地域に現に表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件については、この条例の施行の日から3年間は、新条例第5条第1項の規定は、適用しない。

附 則（平成16年10月8日条例第59号）

（施行期日）

- 1 この条例は、景観法の施行の日〔平成16年12月17日〕から施行する。ただし、第3条第1号の改正規定は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律（平成16年法律第109号）の施行の日〔平成16年12月17日〕から施行する。  
（愛知県事務処理特例条例の一部改正）
- 2 愛知県事務処理特例条例（平成11年愛知県条例第55号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則（平成16年12月21日条例第63号）

- 1 この条例は、尾西市及び葉栗郡木曾川町を廃し、その区域を一宮市に編入する

処分が効力を生ずる日〔平成17年4月1日〕から施行する。

- 2 この条例の施行の際第5条の規定による改正後の愛知県屋外広告物条例（以下「新条例」という。）の規定により新たに広告物又は掲出物件の表示又は設置が制限されることとなる地域に現に表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件については、この条例の施行の日から3年間は、新条例第5条第1項の規定は、適用しない。

附 則（平成16年12月21日条例第64号）

- 1 この条例は、海部郡佐織町、同郡立田村、同郡八開村及び同郡佐織町を廃し、その区域をもって愛西市を設置する処分が効力を生ずる日〔平成17年4月1日〕から施行する。
- 2 この条例の施行の際第6条の規定による改正後の愛知県屋外広告物条例（以下「新条例」という。）の規定により新たに広告物又は掲出物件の表示又は設置が制限されることとなる地域に現に表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件については、この条例の施行の日から3年間は、新条例第5条第1項の規定は、適用しない。

附 則（平成16年12月21日条例第65号）

- 1 この条例は、西加茂郡藤岡町、同郡小原村、東加茂郡足助町、同郡下山村、同郡旭町及び同郡稲武町を廃し、その区域を豊田市に編入する処分が効力を生ずる日〔平成17年4月1日〕から施行する。
- 2 この条例の施行の際第7条の規定による改正後の愛知県屋外広告物条例（以下「新条例」という。）の規定により新たに広告物又は掲出物件の表示又は設置が制限されることとなる地域に現に表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件については、この条例の施行の日から3年間は、新条例第5条第1項の規定は、適用しない。

附 則（平成17年3月22日条例第1号）

- 1 この条例は、渥美郡渥美町を廃し、その区域を田原市に編入する処分が効力を生ずる日〔平成17年10月1日〕から施行する。
- 2 この条例の施行の際第5条の規定による改正後の愛知県屋外広告物条例（以下

「新条例」という。)の規定により新たに広告物又は掲出物件の表示又は設置が制限されることとなる地域に現に表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件については、この条例の施行の日から3年間は、新条例第5条第1項の規定は、適用しない。

附 則 (平成17年3月22日条例第2号)

- 1 この条例は、西春日井郡西枇杷島町、同郡清洲町及び同郡新川町を廃し、その区域をもって清須市を設置する処分が効力を生ずる日〔平成17年7月7日〕から施行する。
- 2 この条例の施行の際第四条の規定による改正後の愛知県屋外広告物条例（以下「新条例」という。）の規定により新たに広告物又は掲出物件の表示又は設置が制限されることとなる地域に現に表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件については、この条例の施行の日から3年間は、新条例第5条第1項の規定は、適用しない。

附 則 (平成17年3月22日条例第3号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月8日条例第48号)

- 1 この条例は、西春日井郡師勝町及び同郡西春町を廃し、その区域をもって名古屋市を設置する処分が効力を生ずる日〔平成18年3月20日〕から施行する。
- 2 この条例の施行の際第5条の規定による改正後の愛知県屋外広告物条例（以下「新条例」という。）の規定により新たに広告物又は掲出物件の表示又は設置が制限されることとなる地域に現に表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件については、この条例の施行の日から3年間は、新条例第5条第1項の規定は、適用しない。

附 則 (平成17年7月8日条例第50号)

この条例は、新城市、南設楽郡鳳来町及び同郡作手村を廃し、その区域をもって新城市を設置する処分が効力を生ずる日〔平成17年10月1日〕から施行する。

附 則（平成17年7月8日条例第51号）

- 1 この条例は、宝飯郡一宮町を廃し、その区域を豊川市に編入する処分が効力を生ずる日〔平成18年2月1日〕から施行する。
- 2 この条例の施行の際第5条の規定による改正後の愛知県屋外広告物条例（以下「新条例」という。）の規定により新たに広告物又は掲出物件の表示又は設置が制限されることとなる地域に現に表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件については、この条例の施行の日から3年間は、新条例第5条第1項の規定は、適用しない。

附 則（平成17年10月21日条例第90号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に改正前の愛知県屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）第22条第1項の規定に基づき届出をして屋外広告業を営んでいる者は、この条例の施行の日から1年間（当該期間内に改正後の愛知県屋外広告物条例（以下「新条例」という。）第23条第1項の規定に基づく登録の拒否の処分があったときは、その日までの間）は、新条例第20条第1項の登録を受けないで、当該屋外広告業を従前の例により引き続き営むことができる。その者がその期間内に同項の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。
  - 3 この条例の施行の際現に旧条例第22条の3第1項に規定する講習会修了者等である者は、新条例第29条第1項の業務主任者となる資格を有する者とみなす。
  - 4 この条例の施行前にした行為及び附則第2項の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（愛知県事務処理特例条例の一部改正）

- 5 愛知県事務処理特例条例（平成11年愛知県条例第55号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(愛知県手数料条例の一部改正)

6 愛知県手数料条例（平成12年愛知県条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第8大深度地下使用認可等事務の項の次に次の1項を加える。

屋外広告業 登録事務	屋外広告業登録申請手数料		1件につき	11,000
	屋外広告業更新登録申請手数料		1件につき	11,000

附 則（平成17年12月20日条例第97号）

- 1 この条例は、海部郡十四山村を廃し、その区域を同郡弥富町に編入する処分及び海部郡弥富町を弥富市とする処分が効力を生ずる日〔平成18年4月1日〕から施行する。
- 2 この条例の施行の際第4条の規定による改正後の愛知県屋外広告物条例（以下「新条例」という。）の規定により新たに広告物又は掲出物件の表示又は設置が制限されることとなる地域に現に表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件については、この条例の施行の日から3年間は、新条例第5条第1項の規定は、適用しない。

附 則（平成19年10月16日条例第50号）

- 1 この条例は、宝飯郡音羽町及び同郡御津町を廃し、その区域を豊川市に編入する処分が効力を生ずる日〔平成20年1月15日〕から施行する。
- 2 この条例の施行の際第3条の規定による改正後の愛知県屋外広告物条例（以下「新条例」という。）の規定により新たに広告物又は掲出物件の表示又は設置が制限されることとなる地域に現に表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件については、この条例の施行の日から3年間は、新条例第5条第1項の規定は、適用しない。

附 則（平成19年12月21日条例第59号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（平成21年3月27日条例第7号）

- 1 この条例は、西春日井郡春日町を廃し、その区域を清須市に編入する処分が効力を生ずる日から施行する。

2 この条例の施行の際第1条の規定による改正後の愛知県屋外広告物条例（以下「新条例」という。）の規定により新たに広告物又は掲出物件の表示又は設置が制限されることとなる地域に現に表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件については、この条例の施行の日から3年間は、新条例第5条第1項の規定は、適用しない。

附 則（平成21年10月16日条例第41号）

1 この条例は、宝飯郡小坂井町を廃し、その区域を豊川市に編入する処分が効力を生ずる日から施行する。

2 この条例の施行の際第3条の規定による改正後の愛知県屋外広告物条例（以下「新条例」という。）の規定により新たに広告物又は掲出物件の表示又は設置が制限されることとなる地域に現に表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件については、この条例の施行の日から3年間は、新条例第5条第1項の規定は、適用しない。

附 則（平成21年10月16日条例第42号）

1 この条例は、西加茂郡みよし町となる西加茂郡三好町をみよし市とする処分が効力を生ずる日から施行する。

2 この条例の施行の際第6条の規定による改正後の愛知県屋外広告物条例（以下「新条例」という。）の規定により新たに広告物又は掲出物件の表示又は設置が制限されることとなる地域に現に表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件については、この条例の施行の日から3年間は、新条例第5条第1項の規定は、適用しない。

附 則（平成21年12月18日条例第58号）

1 この条例は、海部郡七宝町、同郡美和町及び同郡甚目寺町を廃し、その区域をもってあま市を設置する処分が効力を生ずる日から施行する。

2 この条例の施行の際第3条の規定による改正後の愛知県屋外広告物条例（以下「新条例」という。）の規定により新たに広告物又は掲出物件の表示又は設置が制限されることとなる地域に現に表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件については、この条例の施行の日から3年間は、新条例第5条第一項の規定は、適用しない。

附 則（平成22年12月17日条例第41号）

1 この条例は、幡豆郡一色町、同郡吉良町及び同郡幡豆町を廃し、その区域を西

尾市に編入する処分が効力を生ずる日から施行する。

2 この条例の施行の際第4条の規定による改正後の愛知県屋外広告物条例（以下「新条例」という。）の規定により新たに広告物又は掲出物件の表示又は設置が制限されることとなる地域に現に表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件については、この条例の施行の日から3年間は、新条例第5条第一項の規定は、適用しない。

#### 別表（第5条関係）

愛知郡東郷町及び長久手町 西春日井郡豊山町 丹羽郡大口町及び扶桑町 海部郡大治町及び蟹江町 知多郡阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町及び武豊町 額田郡幸田町

追加〔昭和53年条例47号〕、一部改正〔平成2年条例16号、7年17号、12年38号、15年54号、16年51号、63号、64号、65号、17年1号、2号、48号、51号、97号、19年50号、21年7号、41号、42号、58号、22年41号〕

# 愛知県屋外広告物条例施行規則

〔昭和39年10月2日  
愛知県規則第112号〕

〔沿革〕 昭和45年11月24日規則第107号、49年7月24日第71号、60年3月29日第33号、9月30日第73号、62年3月27日第30号、平成2年3月28日第15号、6年3月30日第43号、7年3月22日第14号、10年3月25日第19号、12年3月31日第63号、15年6月27日第79号、16年10月8日第66号、17年3月22日第13号、18年3月28日第27号、19年2月16日第3号、3月23日第10号、21年3月27日第13号、22年9月28日第53号改正

愛知県屋外広告物条例施行規則をここに公布する。

愛知県屋外広告物条例施行規則

(許可の申請)

第1条 愛知県屋外広告物条例（昭和39年愛知県条例第56号。以下「条例」という。）第5条第1項若しくは第2項又は第6条第5項若しくは第6項の規定による許可を受けようとする者は、<sup>※①</sup>屋外広告物表示等許可申請書（様式第1）正副2通を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、許可を受けようとする屋外広告物（以下「広告物」という。）又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）が別表第1の2三から七までに掲げる広告物又は掲出物件（以下「簡易な広告物等」という。）であるときは、第5号に掲げる図書は、添付することを要しない。

一 次に掲げる事項を記載した位置図

イ 表示又は設置の場所

ロ 別表第1の2一（2）イからハまで、一（5）ホ、二（2）へ又は九（4）

ロの基準が適用される広告物又は掲出物件にあつては、これらの基準に定める路端からの距離等

二 形状、寸法、材料及び構造に関する仕様書及び図面

---

※① p97

三 色彩広告面模写図

四 他人が所有し、又は管理する土地又は物件に表示し、又は設置する場合にあつては、表示又は設置について、その承諾を得たことを証する書面

五 建築物又は工作物に表示し、又は設置する場合にあつては、当該建築物又は工作物の構造図及び立面図

六 その他知事が必要と認める図書

一部改正〔平成10年規則19号、15年79号、16年66号、18年27号、19年3号〕

(許可の期間)

第2条 条例第9条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の許可の期間は、簡易な広告物等については3月以内、それ以外の広告物及び掲出物件については3年以内とする。

全部改正〔平成10年規則19号〕、一部改正〔平成16年規則66号、18年27号〕

(更新許可の申請)

第3条 条例第9条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による許可の更新を受けようとする者は、許可期間満了の日の10日前までに<sup>※①</sup>屋外広告物更新許可申請書（様式第2）正副2通を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 <sup>※②</sup>屋外広告物自己点検報告書（様式第2の2）（許可期間の満了の日前1月以内に実施した点検に係るものに限る。）

二 広告物又は掲出物件のカラー写真（許可期間の満了の日前1月以内に撮影したのものに限る。）

三 その他知事が必要と認める図書

一部改正〔昭和49年規則71号、16年66号、18年27号〕

(変更等の許可の申請)

第4条 条例第10条の規定による変更又は改造の許可を受けようとする者は、

---

※① p98

※② p99

※<sup>①</sup>屋外広告物変更等許可申請書（様式第3）正副2通を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 第1条第2項各号に掲げる図書のうち変更又は改造に係るもの

二 その他知事が必要と認める図書

一部改正〔昭和49年規則71号、18年27号〕

（証票の交付等）

第5条 知事は、第1条、第3条又は第4条の規定による申請書を提出して許可を受けた者には、必要事項を記載した申請書副本及び許可の証票（許可の押印又は打刻印をした場合を除く。）を交付するものとする。

一部改正〔昭和49年規則71号、平成10年19号〕

（軽微な変更等）

第6条 条例第10条第1項の規則で定める軽微な変更又は改造は、次に掲げるとおりとする。

一 広告物又は掲出物件をその許可当時の表示内容若しくは形状又は許可に特に付けられた条件に変更を加えない程度で修繕し、補強し、又は塗り変えるとき。

二 掲出物件の位置及び形状を変更することなく、広告物を短期間に定期的に変更するとき。

一部改正〔昭和49年規則71号、16年66号、18年27号〕

（許可の基準）

第7条 条例第11条の規定による規則で定める許可の基準は、※<sup>②</sup>別表第1のとおりとする。

一部改正〔昭和49年規則71号〕

---

※<sup>①</sup> p100

※<sup>②</sup> p87～p94

(適用除外の基準)

第8条 条例第6条第2項第1号から第3号まで、第3項第1号、第2号及び第4号、第4項並びに第7項の規定による規則で定める基準は、<sup>※①</sup>別表第2のとおりとする。

一部改正〔昭和49年規則71号、平成10年19号、18年27号〕

(国等の通知)

第9条 条例第6条第8項の規定による通知は、<sup>※②</sup>屋外広告物表示等通知書(様式第4)正副2通を知事に提出することによつて行うものとする。

2 第1条第2項〔許可申請書の添付図書〕の規定は、前項の通知書について準用する。

追加〔平成10年規則19号〕、一部改正〔平成18年規則27号〕

(通知免除の基準)

第10条 条例第6条第8項の規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

- 一 官公署の建物又はその敷地内に広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する場合
- 二 表示し、又は設置する広告物又は掲出物件の広告表示面積(広告物又は掲出物件が複数の表示面を有する場合にあつては、広告物又は掲出物件を一方向から見た場合に同時に見ることができる表示面の合計面積が最大となるときにおける当該合計面積とする。以下同じ。)が5平方メートル以下である場合

追加〔平成10年規則19号〕、一部改正〔平成16年規則66号、18年27号〕

(許可の表示の様式)

第11条 条例第12条の規定による許可の証票又は許可の押印若しくは打刻印の様式は、それぞれ<sup>※③</sup>様式第5及び様式第6のとおりとする。

一部改正〔昭和49年規則71号、平成10年19号〕

---

※① p94～p96

※② p101

※③ p102

(除却した広告物等に係る公示の場所)

第11条の2 条例第15条の2第2項第1号の規則で定める場所は、保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所を所管する建設事務所（広告物に関する事務を分掌する支所が置かれている場合にあつては、当該支所）（愛知県事務処理特例条例（平成11年愛知県条例第55号）の規定により同条例別表第8の5の項の下欄に掲げる市町の長が当該公示をする場合にあつては、当該市町の事務所）の掲示場とする。

追加〔平成16年規則66号〕、一部改正〔平成17年規則13号〕

(身分証明書の様式)

第12条 条例第17条第2項の規定による身分証明書の様式は、<sup>※①</sup>様式第7のとおりとする。

一部改正〔昭和49年規則71号、平成10年19号〕

(管理者等の届出の様式)

第13条 条例第19条の規定による届出は、次の表の上欄に掲げる区分により、それぞれ当該下欄に掲げる様式によつてしなければならない。

第1項及び第2項の届出	<sup>※②</sup> 様式第8
第3項の届出	<sup>※③</sup> 様式第9
第4項及び第5項の届出	<sup>※④</sup> 様式第10

一部改正〔昭和49年規則71号、平成10年19号〕

(広告景観地区の指定等の案の公告)

第14条 条例第19条の2第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

---

※① p103

※② p104

※③ p105

※④ p106

- 一 広告景観地区の名称
  - 二 広告景観地区の指定若しくは解除又はその区域の変更に係る土地の区域
  - 三 広告景観地区の指定若しくは解除又はその区域の変更の案の縦覧場所
- 2 条例第19条の3第3項において準用する条例第19条の2第3項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 広告景観指針の決定又は変更の案の概要
- 二 広告景観指針の決定又は変更の案の縦覧場所

追加〔平成2年規則15号〕、一部改正〔平成10年規則19号、18年27号〕

(更新の登録の申請期限)

第15条 条例第20条第3項の更新の登録を受けようとする者は、その者が現に受けている登録の有効期間の満了の日の30日前までに申請しなければならない。

全部改正〔平成18年規則27号〕

(登録の申請)

第16条 条例第21条第1項の申請書の様式は、<sup>※①</sup>様式第11のとおりとする。

2 条例第21条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 条例第20条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書（申請の日前3月以内に作成されたものに限る。）
- 二 申請者が個人である場合にあつては、当該申請者（申請者が屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、当該申請者及びその法定代理人）の住民票の写し又はこれに代わる書面〔外国人登録原票記載事項証明書〕（申請の日前3月以内に作成されたものに限る。以下同じ。）
- 三 申請者（申請者が、法人である場合にあつてはその役員、屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては当該申請者及びその法定代理人）の略歴を記載した書面

---

※① p107～p108

四 申請者が選任した業務主任者が条例第29条第1項各号〔選任の要件〕のいずれかに該当する者であることを証する書面〔講習会修了証等の写し〕

五 申請者が選任した業務主任者の住民票の写し又はこれに代わる書面〔外国人登録原票記載事項証明書〕

六 その他知事が必要と認める書類

3 条例第21条第2項（条例第24条第3項において準用する場合を含む。）に規定する書面〔誓約書〕の様式は、<sup>※①</sup>様式第12のとおりとする。

4 第2項第3号に掲げる書面〔略歴書〕の様式は、<sup>※②</sup>様式第13のとおりとする。

全部改正〔平成18年規則27号〕

（登録済証の交付）

第17条 知事は、条例第22条第1項の規定による登録をしたときは、申請者に<sup>※③</sup>屋外広告業登録済証（様式第14）を交付する。

全部改正〔平成18年規則27号〕

（登録事項の変更の届出の様式等）

第18条 条例第24条第1項の規定による届出は、<sup>※④</sup>屋外広告業登録事項変更届出書（様式第15）によつてしなければならない。

2 条例第24条第3項において準用する条例第21条第2項の規則で定める書類は、第16条第2項第1号から第5号までに掲げる書類のうち変更に係るものその他知事が必要と認める書類とする。

全部改正〔平成18年規則27号〕

（登録簿の閲覧所の設置）

第19条 条例第25条の規定により屋外広告業者登録簿（以下「登録簿」という。）を一般の閲覧に供するため、閲覧所を名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

---

<sup>※①</sup> p109

<sup>※②</sup> p110

<sup>※③</sup> p111

<sup>※④</sup> p112

愛知県建設部公園緑地課内に置く。

追加〔平成19年規則3号〕

(登録簿の閲覧時間及び休日)

第20条 登録簿の閲覧時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。

2 閲覧所の定期休日は、県の休日に関する条例（平成元年愛知県条例第4号）第1条第1項各号に掲げる日とする。

3 知事は、登録簿の整理その他必要がある場合は、臨時に休日を設け、又は閲覧時間の伸縮をするものとし、その旨を閲覧所に掲示する。

追加〔平成19年規則3号〕

(登録簿の閲覧手続)

第21条 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧簿に住所、氏名その他必要な事項を記入しなければならない。

追加〔平成19年規則3号〕

(登録簿の持出しの禁止)

第22条 登録簿は、これを閲覧所の外に持ち出してはならない。

追加〔平成19年規則3号〕

(登録簿の閲覧の停止等)

第23条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、登録簿の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- 一 この規則又は係員の指示に従わない者
- 二 登録簿を汚損し、若しくは損傷し、又はそのおそれがあると認められる者
- 三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

追加〔平成19年規則3号〕

(廃業等の届出の様式)

第24条 条例第26条第1項の規定による届出は、<sup>※①</sup>屋外広告業廃業等届出書(様式第16)によつてしなければならない。

追加〔平成18年規則27号〕、一部改正〔平成19年規則3号〕

(講習会の開催)

第25条 知事は、条例第28条第1項の規定による講習会(以下「講習会」という。)を開催しようとするときは、あらかじめ開催日時及び場所その他講習会に関し必要な事項を公告する。

追加〔昭和49年規則71号〕、一部改正〔平成10年規則19号、18年27号、19年3号〕

(講習会の受講手続)

第26条 講習会において講習を受けようとする者は、<sup>※②</sup>講習会受講申請書(様式第17)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、<sup>※③</sup>講習会受講票(様式第18)を当該申請をした者に交付する。

追加〔昭和49年規則71号〕、一部改正〔平成10年規則19号、18年27号、19年3号〕

(講習科目等)

第27条 講習会における講習科目は、次に掲げるとおりとする。

- 一 広告物に係る法令に関する科目
- 二 広告物の表示の方法に関する科目
- 三 広告物の施工に関する科目

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、その申請により、前項第3号に掲げる講習科目の受講を免除する。

- 一 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者

---

※① p113

※② p114

※③ p115

- 二 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者
  - 三 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けた者
  - 四 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第20条の公共職業訓練若しくは同法第24条第3項の認定職業訓練で帆布製品製造科に係るものを修了した者又は同法第28条第1項の職業訓練指導員の免許で帆布製品科に係るものを受けた者
- 3 前項の規定による講習科目の受講の免除を受けようとする者は、同項各号のいずれかに該当するものであることを証する書面を前条第1項の申請書に添付しなければならない。

追加〔昭和49年規則71号〕、一部改正〔昭和60年規則73号、平成10年19号、12年63号、18年27号、19年3号〕

（講習会修了証書）

第28条 知事は、講習会において講習を修了した者に対し、<sup>※①</sup>講習会修了証（様式第19）を交付する。

追加〔昭和49年規則71号〕、一部改正〔平成10年規則19号、18年27号、19年3号〕

（標識の掲示）

第29条 条例第30条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録年月日
- 三 営業所の名称
- 四 業務主任者の氏名

2 条例第30条の標識の様式は、<sup>※②</sup>様式第20のとおりとする。

追加〔平成18年規則第27号〕、一部改正〔平成19年規則第3号〕

---

※① p116

※② p117

(帳簿の備付け等)

第30条 条例第31条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 注文者の氏名又は名称及び住所
- 二 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所
- 三 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量
- 四 当該表示又は設置の年月日
- 五 請負金額

2 条例第31条の帳簿の様式は、<sup>※①</sup>様式第21のとおりとする。

3 条例第31条の帳簿は、広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに記載し、又は記録しなければならない。

4 条例第31条の帳簿は、各事業年度の末日をもつて閉鎖し、閉鎖後5年間営業所ごとに保存しなければならない。

5 屋外広告業者（条例第20条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）は、条例第31条の帳簿を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて作成する場合においては、当該屋外広告業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製する方法により作成しなければならない。

6 屋外広告業者は、条例第31条の規定による帳簿の備付け及び保存を、当該帳簿（電磁的記録をもつて作成するものを除く。）に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を当該屋外広告業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより備え付け、これを保存する方法により行うことができる。

7 屋外広告業者は、条例第31条の規定による帳簿の備付け及び保存を電磁的記録をもつて作成する帳簿（前項の規定による当該帳簿の備付け及び保存を行

---

※① p118

う場合における同項に規定するファイルを含む。) により行う場合においては、必要に応じ当該電磁的記録に記録された事項を、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で、当該営業所において屋外広告業者の使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面に出力することができるようにしなければならない。

追加〔平成18年規則第27号〕、一部改正〔平成19年規則第3号〕

(屋外広告業者監督処分簿の閲覧についての準用)

第31条 第19条から第23条までの規定は、条例第34条第1項の規定により屋外広告業者監督処分簿を一般の閲覧に供する場合について準用する。

追加〔平成19年規則第3号〕

(屋外広告業者監督処分簿の登載事項)

第32条 条例第34条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 処分を受けた屋外広告業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 当該屋外広告業者の登録番号
- 三 当該屋外広告業者の営業所の名称及び所在地並びに業務主任者の氏名
- 四 処分の原因となつた事実
- 五 過去に受けた処分及び刑罰
- 六 その他必要な事項

追加〔平成18年規則第27号、19年3号〕

(身分証明書の様式)

第33条 条例第35条第2項において準用する条例第17条第2項の規定による身分証明書の様式は、<sup>※①</sup>様式第22のとおりとする。

追加〔平成18年規則第27号、19年3号〕

(公表の方法)

第34条 条例第36条第3項の規定による公表は、愛知県公報への掲載及びイン

---

※① p119

ターネットの利用により行うものとする。

追加〔平成15年規則第79号〕、一部改正〔平成18年規則第27号、19年3号〕

#### 附 則

- 1 この規則は昭和39年10月3日から施行する。
- 2 愛知県屋外広告物条例施行規則（昭和25年愛知県規則第72号）は、廃止する。

附 則（昭和45年11月24日規則第107号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年7月24日規則第71号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定中愛知県屋外広告物条例施行規則第11条の次に第8条を加える改正規定（第12条から第15条に係る部分に限る。）は、昭和50年2月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月29日規則第33号）

- 1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書等の用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（昭和60年9月30日規則第73号）

この規則は、昭和60年11月1日から施行する。ただし、第18条第2項第4号の改正規定は、同年10月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月27日規則第30号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月28日規則第15号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 3 0 日規則第 4 3 号）

- 1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成 7 年 3 月 2 2 日規則第 1 4 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 8 2 号。以下「改正法」という。）第 1 条の規定による改正前の都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 8 条第 1 項の規定により都市計画において定められている第二種住居専用地域及び住居地域に関しては、改正法附則第 3 条に規定する日までの間は、改正前の愛知県屋外広告物条例施行規則の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成 1 0 年 3 月 2 5 日規則第 1 9 号）

- 1 この規則は、平成 1 0 年 7 月 1 日から施行する。ただし、様式第 1 0（裏）の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の愛知県屋外広告物条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書及び届出書は、改正後の愛知県屋外広告物条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成 1 2 年 3 月 3 1 日規則第 6 3 号）

- 1 この規則は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の愛知県屋外広告物条例施行規則の規定に基づいて作成されている届出書の用紙は、改正後の愛知県屋外広告物条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成15年6月27日規則第79号）

- 1 この規則は、平成15年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の愛知県屋外広告物条例施行規則の規定に基づいて作成されている屋外広告物許可申請書の用紙は、改正後の愛知県屋外広告物条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成16年10月8日規則第66号）

- 1 この規則は、景観法（平成16年法律第110号）の施行の日〔平成17年12月17日〕から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の愛知県屋外広告物条例施行規則の規定に基づいて作成されている屋外広告物許可申請書の用紙は、改正後の愛知県屋外広告物条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成17年3月22日規則第13号）

この規則は、昭和17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日規則第27号）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の愛知県屋外広告物条例施行規則の規定に基づいて作成されている屋外広告物許可申請書、屋外広告物更新許可申請書、屋外広告物変更許可申請書の用紙は、改正後の愛知県屋外広告物条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成19年2月16日規則第3号）

この規則は、昭和19年2月20日から施行する。

附 則（平成19年3月23日規則第10号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日規則第13号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

別表第1（第1条、第7条関係）〔許可の基準〕

1 共通基準

- 一 都市美観又は自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないこと。
- 二 原色を過度に使用していないこと。
- 三 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないこと。
- 四 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないこと。
- 五 広告を表示しない面及び脚部で展望可能な部分は、塗装その他の装飾をすること。
- 六 容易に腐朽し、又は破損しない構造であること。
- 七 風雨その他の震動、衝撃等により容易に破損、落下又は倒壊するおそれのないこと。
- 八 交通を妨害するような位置に表示又は設置していないこと。
- 九 交通信号機、道路標識等の効用を阻害しないこと。

2 個別基準

- 一 広告板、広告塔、アーチ、壁面広告その他これらに類するもの
  - (1) 条例第5条第1項〔許可地域等（市の全域及び町村の市街化区域）〕に規定する区域の広告板、広告塔及びアーチ
    - イ 広告表示面積は、広告板では3.5平方メートル以下、広告塔及びアーチでは5.0平方メートル以下とすること。
    - ロ 地上からの高さは、1.0メートル以下とすること。
    - ハ 脚部に広告を表示していないこと。
    - ニ アーチは、道路を横断するものとし、その下端の路面上からの高さは、その道路管理者の定める基準に適合していること。ただし、当該基準が定められていない場合は、歩道にあつては2.5メートル以上、その他の道路にあつては4.5メートル以上とすること。
    - ホ 地色に原則として黒色及び原色を使用しないこと。
  - (2) 条例第5条第2項〔許可地域等（知事が指定する区間及び区域）〕に規定する地域又は場所の広告板及び広告塔

イ 高速自動車国道及び新幹線鉄道に接続する地域で、知事が指定する区域内に設置するものの位置及び規模は、次のとおりとすること。

種 別	広 告 板	広 告 塔
幅 又 は 長 さ	20メートル以下	5メートル以下
高 さ	地上から10メートル以下	地上から20メートル以下
表 示 面 積	50平方メートル以下	50平方メートル以下
路端からの距離	500メートル以上	500メートル以上
広告物相互の間隔	300メートル以上	300メートル以上

ロ 高速自動車国道及び新幹線鉄道以外の道路、鉄道等に接続する地域で、知事が指定する区域内に設置するものの位置及び規模は、次のとおりとすること。

種 別	広 告 板	広 告 塔
幅 又 は 長 さ	15メートル以下	3メートル以下
高 さ	地上から10メートル以下	地上から15メートル以下
表 示 面 積	35平方メートル以下	35平方メートル以下
路端からの距離	100メートル以上	100メートル以上
広告物相互の間隔	50メートル以上	50メートル以上

ハ 河川、池沼、峡谷、海浜、高原、山岳及びこれらの付近の地域で、知事が指定する区域内に設置するものの位置及び規模は、次のとおりとすること。

種 別	広 告 板	広 告 塔
幅 又 は 長 さ	10メートル以下	2メートル以下
高 さ	地上から10メートル以下	地上から15メートル以下
表 示 面 積	20平方メートル以下	20平方メートル以下
広告物相互の間隔	50メートル以上	50メートル以上
平均水位又は潮位の時の水際線からの距離	100メートル以上	100メートル以上
摘 要	河川、池沼、峡谷及び海浜では、水面上に設置しないこと。	

ニ イからハマまでに規定する地域で、知事が指定する区域内に設置するもののうち、道標、案内図板その他公共的目的をもつたもの又は公衆の利便に供することを目的とするものについては、次のとおりとすることができること。

(イ) 広告表示面積は、5平方メートル以下とすること。

(ロ) 地上からの高さは、5メートル以下とすること。

(ハ) 表示内容は、案内する対象の名称、案内する対象までの距離、地図、矢印等の行き先を示す表示その他これらに類するものに限ること。

(ニ) 脚部に広告を表示していないこと。

(ホ) 事業所等を案内するものについては、次のとおりとすること。

(1) 条例第3条第1項第5号又は第5条第2項第1号の区間（ハに規定する地域で、知事が指定する区域内に設置するものにあつては、当該区域）からの当該事業所等への入口の判別が困難な場合において、当該入口を判別するために設置するものに限ること。

(2) 一事業所等に原則として1個であること。

ホ 形状は、原則として広告板では長方形又は正方形、広告塔では角柱状又は円筒状とすること。

へ 地色に原則として黒色及び原色を使用しないこと。

(3) 屋上広告板、屋上広告塔その他これらに類するもの

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の耐火構造及び不燃構造の建築物の屋上に設置するものの高さは、広告物を設置する箇所における当該建築物の高さの3分の2以下とすること。

ロ 木造建築物の屋上に設置するものは、広告表示面積20平方メートル以下で、地上からの高さは10メートル以下とすること。

(4) 建築物又は工作物の壁面広告

イ 広告物で建築物又は工作物の窓又は開口部をふさがないこと。

ロ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により定められた第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域にあるものの広告表示面積は、

20平方メートル以下とすること。

ハ 1壁面には、同一内容のものは1個とすること。

(5) 建築物又は工作物の側面からの突き出し広告

イ 1個の広告表示面積は、15平方メートル以下とすること。

ロ 道路境界から路面上に突き出す出幅は、その道路管理者の定める基準に適合していること。ただし、当該基準が定められていない場合は、1メートル以下とすること。

ハ 広告の下端の路面上からの高さは、その道路管理者の定める基準に適合していること。ただし、当該基準が定められていない場合は、歩道にあつては2.5メートル以上、その他の道路にあつては4.5メートル以上とすること。

ニ 壁面の高さを超えて設置するものの壁面を超える高さは、壁面からの出幅以下とすること。

ホ 交通信号機から50メートル以内のところでは、ネオンサインを使用しないこと。

(6) アーケード広告

イ 屋根の下面につり下げるものは、広告表示面積3平方メートル以下で、板状又は箱状の不燃構造体とすること。

ロ 広告の下端の路面上からの高さは、その道路管理者の定める基準に適合していること。ただし、当該基準が定められていない場合は、歩道にあつては2.5メートル以上、その他の道路にあつては4.5メートル以上とすること。

ハ 柱及び軒先には広告を表示しないこと。

ニ 原則として同一商店街では規格を統一すること。

二 電柱及び街灯柱を利用する広告

(1) 電柱広告

イ 塗り付け、又は巻き付けるものは、路面上又は地上から1.2メートルより3.4メートルの高さに表示すること。

- ロ 塗り付け、又は巻き付けるものの電柱1本当たりの総表示面積は、1平方メートル以下とすること。
- ハ 添加するものは、道路中心線に直角に道路中心線と反対方向又は道路中心線に平行に取り付けること（歩道又は道路外に設置された電柱に取り付ける場合及びその下端の高さを路面上から5メートル以上とする場合を除く。）。
- ニ 添加するものは、電柱1本につき1個とすること。
- ホ 添加するものは、横0.45メートル、縦1.2メートル以下で、垂直に電柱から0.15メートル離して上下端を塗装した帯鉄で取り付けること。
- ヘ 添加するものの下端の路面上又は地上からの高さは、道路にあつてはその道路管理者の定める基準に適合し、道路外にあつては3メートル以上とすること。ただし、当該基準が定められていない場合は、歩道にあつては2.5メートル以上、その他の道路にあつては4.5メートル以上とすること。
- ト 地色に原則として黒色及び赤色を使用しないこと。

## (2) 街灯柱広告

- イ 街灯柱1本につき町名、商店街名等を表示するものを除き、1個とすること。
- ロ 塗り付けるものは、横0.3メートル、縦0.8メートル以下で、その下端の高さは路面上又は地上から2.5メートル以上とすること。
- ハ 添加するものは、道路の中心線に直角に道路中心線と反対方向又は道路中心線に平行に取り付けること。
- ニ 添加するものは、横0.45メートル、縦0.9メートル以下で、厚さ0.15メートル以下の板状又は箱状の不燃構造体とすること。
- ホ 添加するものの下端の路面上又は地上からの高さは、道路にあつてはその道路管理者の定める基準に適合し、道路外にあつては3メートル以上とすること。ただし、当該基準が定められていない場合は、歩道にあつては2.5メートル以上、その他の道路にあつては4.5メートル以上とすること。
- ヘ 添加するものは、交通信号機から50メートル以内のところでは、ネオンサインを使用しないこと。

ト 地色に原則として黒色及び赤色を使用しないこと。

三 はり紙及びはり札（これに類する広告物を含む。以下同じ。）

- (1) はり紙の大きさは、1.5平方メートル以下とすること。
- (2) はり紙は、容易に除却できるような方法で表示し、全面にのりを付けてはならないこと。
- (3) はり札の大きさは、0.3平方メートル以下とすること。
- (4) はり札は、同一壁面には2枚以内とすること。

四 広告旗（広告の用に供する旗をいう。）

- (1) 表示面の大きさは、横0.9メートル、縦1.8メートル以下とすること。
- (2) 地上から上端までの高さは、3メートル以下とすること。
- (3) 倒伏しないように表示すること。
- (4) 2本以上並列する場合は、等間隔に並べること。

五 立看板（これに類する広告物又は掲出物件を含む。）

- (1) 表示面の大きさは、横0.9メートル、縦1.8メートル以下とすること。
- (2) 脚の長さは、0.3メートル以下とすること。
- (3) 併用広告は、下端に表示すること。
- (4) 倒伏しないように表示すること。
- (5) 2枚以上並列する場合は、等間隔に並べること。

六 広告幕（これに類する広告物を含む。）

- (1) 道路を横断するものは、幅1メートル以下とすること。
- (2) 道路を横断するものの下端の路面上からの高さは、その道路管理者の定める基準に適合していること。ただし、当該基準が定められていない場合は、4.5メートル以上とすること。
- (3) 垂れ幕は、幅1.5メートル以下、長さ15メートル以下とすること。
- (4) 垂れ幕で建築物の窓の全部又は大部分をふさがないこと。
- (5) 地色に原則として黒色及び赤色を使用しないこと。

## 七 アドバルーン

- (1) 掲揚高度は、地上から20メートル以上45メートル以下とすること。
- (2) 添加する広告は、幅1.5メートル、高さ15メートル以下の網に布片等  
で表示し、主綱に十分緊結すること。
- (3) 掲揚中に煙突、建築物、電線等に接触しないようにすること。
- (4) 地表面に対する傾斜角度が45度以下となる強風時には、掲揚しないこと。
- (5) 掲揚作業及び降下作業時の危険防止の措置がとられること。

## 八 条例第6条第5項〔基準に適合しない自家用広告物〕に規定するもの

- (1) 広告表示面積の合計が20平方メートル以下であること。
- (2) 条例第3条第1項第1号〔第一種低層住居専用地域等〕の地域においては、  
赤色ネオンサイン、ネオン管の露出しているネオンサイン及び点滅する電飾  
設備を使用していないこと。
- (3) 条例第3条第1項第1号〔第一種低層住居専用地域等〕の地域においては、  
建築物の棟上に表示し、又は設置していないこと。
- (4) 蛍光塗料を使用していないこと。
- (5) 一から七まで（一（1）ニ、一（2）及び（6）並びに六（1）及び（2）  
を除く。）に定める基準に適合していること。

## 九 条例第6条第6項〔道標、案内図板等〕に規定するもの

- (1) 広告表示面積は、5平方メートル以下とすること。
- (2) 地上からの高さは、5メートル以下とすること。
- (3) 表示内容は、案内する対象の名称、案内する対象までの距離、地図、矢  
印等の行き先を示す表示その他これらに類するものに限ること。
- (4) 事業所等を案内するものについては、次のとおりとすること。

イ 条例第3条第1項第5号の区間からの当該事業所等への入口の判別が  
困難な場合において、当該入口を判別するために表示し、又は設置する  
ものに限ること。

ロ 表示又は設置の場所が条例第3条第1項第6号の区域内で、かつ、表  
示又は設置の場所から当該事業所等までの経路の距離が1キロメートル  
以内であること。

ハ 一事業所等に原則として1個であること。

(5) 条例第3条第1項第5号の区間及び同項第6号の区域に設置する広告板及び広告塔の形状は、原則として広告板では長方形又は正方形、広告塔では角柱状又は円筒状とすること。

(6) 一から六まで(一(1)イ及びロ、一(2)、一(三)ロ、一(4)ロ、一(5)イ及び五(3)を除く。)に定める基準に適合していること。

一部改正〔昭和49年規則71号、60年73号、62年30号、平成7年14号、10年19号、15年79号、18年27号、19年3号〕

## 別表第2(第8条関係)〔適用除外の基準〕

### 1 条例第6条第2項第1号の場合〔自家用広告物〕

一 条例第3条第1項各号〔禁止地域等〕の地域においては、広告表示面積の合計が10平方メートル以下であること。

二 条例第3条第1項第1号〔第一種低層住居専用地域等〕の地域においては、赤色ネオンサイン、ネオン管の露出しているネオンサイン及び点滅する電飾設備を使用していないこと。

三 条例第3条第1項第1号〔第一種低層住居専用地域等〕の地域においては、建築物の棟上に表示し、又は設置していないこと。

四 条例第5条第1項及び第2項〔許可地域等〕の地域においては、広告表示面積の合計が20平方メートル(都市計画法第8条第1項の規定により定められた第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域では、10平方メートル)以下であること。

五 特定の商品名等を誇張して表示していないこと。

六 蛍光塗料を使用していないこと。

七 別表第1(2一(1)ニ、2一(2)及び(6)、2六(1)及び(2)、2八並びに2九を除く。)に定める基準に適合していること。

### 2 条例第6条第2項第2号の場合〔管理用広告物〕

一 広告表示面積の合計は、3平方メートル以下とすること。

- 二 別表第1の1、2一(1)ハ、2一(4)イ及び2一(5)(イを除く。)に定める基準に適合していること。
- 3 条例第6条第2項第3号の場合〔工事現場の板塀類に表示する広告物〕
  - 一 工事期間中に限り表示されること。
  - 二 宣伝の用に供しないこと。
- 4 条例第6条第3項第1号の場合〔電柱、街灯柱類に表示する広告物〕

別表第1の1及び2二に定める基準に適合していること。
- 5 条例第6条第3項第2号の場合〔送電鉄塔等、煙突・タンク類に表示する自家用広告物〕
  - 一 広告表示面積の合計が10平方メートル以下であること。
  - 二 別表第1の1及び2一(4)ハに定める基準に適合していること。
- 6 条例第6条第3項第4号の場合〔煙突・タンク類に表示する広告物〕
  - 一 周囲の景観と調和していること。
  - 二 宣伝の用に供しないこと。
- 7 条例第6条第4項の場合〔政治活動広告物〕
  - 一 表示又は設置の期間が3月以内であること。
  - 二 表示又は設置の期間の始期及び終期並びに設置者又は管理者の氏名及びその連絡先を明示していること。
  - 三 他人が所有し、又は管理する土地又は物件に表示し、又は設置する場合にあつては、表示又は設置について、その承諾を得ていること。
  - 四 別表第1の1及び2三から七までに定める基準に適合していること。
- 8 条例第6条第7項の場合〔公益施設等に表示する寄贈者名等〕
  - 一 広告表示面積が表示方向から見た場合における当該施設又は物件の外廓線内を1平面とみなしたものの大きさの3分の1以下で、かつ、0.5平方メートル以下であること。

二 1施設又は1物件に1個であること。

三 別表第1の1、2一(1)ハ及びホ、2一(5)ロからニまで並びに2二(2)に定める基準に適合していること。

一部改正〔昭和45年規則107号、49年71号、60年73号、平成7年14号、10年19号、18年27号〕

屋外広告物表示等許可申請書

年 月 日

市町村長殿

申請者 住所 〒 -

氏名 印  
(名称及び代表者氏名)

電話 ( ) -

広告物又は 掲出物件の概要	種別		数量		電飾の有無	有・無
	総表示面積	m <sup>2</sup>	規格	縦高さ m 横 m		
表示又は設置の場所						
表示又は設置の期間		年 月 日から 年 月 日まで				
表示し、又は設置する屋外広告業者	氏名又は名称		登録番号	愛知県知事(登一) 第 号		
工事予定期間		年 月 日から 年 月 日まで				
広告主	氏名又は名称					
	住所	〒 - 電話 ( ) -				
※手数料額			※備考			
※ 次のとおり許可します。					第 年 月 日	号
					市町村長 氏 名 印	
1 許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで					
2 許可の条件						
注意 1 電飾の有無欄は、該当するものを○で囲んでください。 2 ※印のある欄は、記入しないでください。						

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

屋外広告物更新許可申請書

年 月 日

市町村長殿

申請者 住所 〒 —

氏名 印  
(名称及び代表者氏名)

電話 ( ) —

広告物又は 掲出物件の概要	種別		数量		電飾の有無	有・無
	総表示面積	m <sup>2</sup>	規格	縦高さ m 横 m		

表示又は設置の場所	
-----------	--

更新後の表示 又は設置の期間	年 月 日から 年 月 日まで
-------------------	-----------------

更新前	許可の年月日 及び番号	年 月 日 第 号
	許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで

広告主	氏名又は名称	
	住所	〒 —  電話 ( ) —

※手数料額		※備考	
-------	--	-----	--

※	第 年 月 日
次のとおり許可します。	
	市町村長 氏 名 印
1 許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで
2 許可の条件	

注意 1 電飾の有無欄は、該当するものを○で囲んでください。  
 2 ※印のある欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

屋外広告物自己点検報告書		
表示又は設置の場所		
更新前の許可の 年月日及び番号	年 月 日	第 号
点 検 実 施 年 月 日	年 月 日	
点 検 項 目	異常の有無	改 善 の 概 要
1 取付（支持）部分の変形又は腐食	有 ・ 無	
2 主要部材の変形又は腐食	有 ・ 無	
3 ボルト、ビス等の緩み	有 ・ 無	
4 表示面の汚染、変色又ははく離	有 ・ 無	
5 表示面の破損	有 ・ 無	
6 ネオン設備等における異常	有 ・ 無	
7 その他の点検箇所	有 ・ 無	
点 検 者	氏 名	上記のとおり相違ありません。 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">印</div>
	住 所	〒 ー ー <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">電 話 ( ) ー</div>
※ 備 考		
注意 1 異常の有無欄は、該当するものを○で囲んでください。 2 ※印のある欄は、記入しないでください。		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

屋外広告物変更等許可申請書

年 月 日

市町村長 殿

申請者 住 所 〒 ー

氏 名 印  
(名称及び代表者氏名)  
 電 話 ( ) ー

変更又は改造後の 広告物又は 掲出物件の概要	種 別		数 量		電飾の有無	有・無
	総表示 面積	m <sup>2</sup>	規 格	縦 高さ m 横 m		
変更又は改造の内容						
表示又は設置の場所						
変更又は改造後の 表示又は設置の期間						
変更 又は 改造 前	許可の年月日 及び番号	年 月 日	第	号		
	許可の期間	年 月 日から	年 月 日まで			
表示し、又は設置 する屋外広告業者	氏名又は 名称		登録 番号	愛知県知事(登一 第 号)		
工 事 予 定 期 間						
広 告 主	氏名又は 名称					
	住 所	〒 ー	電 話 ( ) ー			
※ 手 数 料 額			※備考			
※ 次のとおり許可します。 <p style="text-align: right;">市町村長 氏 名 印</p>						
1	許可の期間	年 月 日から	年 月 日まで			
2	許可の条件					
注意 1 電飾の有無欄は、該当するものを○で囲んでください。 2 ※印のある欄は、記入しないでください。						

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

屋 外 広 告 物 表 示 等 通 知 書

年 月 日

市 町 村 長 殿

申 請 者 住 所 〒

名 称  
代表者氏名 印

広告物又は 掲出物件の概要	種 別		数 量		電飾の 有 無	有・無
	総表示 面積	m <sup>2</sup>	規 格	縦 高さ	m 横 m	m
表示又は設置の場所						
表示又は設置の期間		年 月 日から 年 月 日まで				
表示し、又は設置 する屋外広告業者	氏名又 は名称		登 録 番 号	愛知県知事（登一 第 号		
工 事 予 定 期 間		年 月 日から 年 月 日まで				
担当部課の名称 及び担当者の氏名						
担当部課の住所		〒 ー  電 話 ( ) ー				
※ 備 考						
※		第 号 年 月 日 年 月 日屋外広告物通知書を受理しました。 市町村長 氏 名 印				
※市町村長の意見等 がある場合の意見等						
注意 1 電飾の有無欄は、該当するものを○で囲んでください。 2 ※印のある欄は、記入しないでください。						

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第5（第11条関係）



- 備考 1 大きさは、直径5センチメートルとする。  
2 図案の部分の地色は、年ごとに知事の指定する色とする。  
3 内円の部分の地色は、青色とする。

一部改正〔平成6年規則43号、10年19号〕

様式第6（第11条関係）



- 備考 大きさは、直径4センチメートルとする。

一部改正〔平成6年規則43号、10年19号〕

様式第7（第12条関係）

（表）

No.
屋外広告物立入検査員証
所 属.....
職 名.....
氏 名.....
年 月 日生
年 月 日交付
愛知県知事 市町村長
氏 名 印

（裏）

愛知県屋外広告物条例（抜粋）
（立入検査等）
第17条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考 用紙の大きさは、縦9.1センチメートル、横6.2センチメートルとする。

屋外広告物管理者等設置等届出書

年 月 日

市 町 村 長 殿

届出者 住 所 〒 -

氏 名 印  
(名称及び代表者氏名)

電 話 ( ) -

広告物又は 掲出物件の概要	種 別		数 量		電飾の有無	有・無
	総表示 面積	m <sup>2</sup>	規 格	縦 高さ m	横 m	
表示又は設置の場所						
表 示 の 内 容						
許可の年月日 及び番号	年 月 日		第 号			
許可の期間	年 月 日から		年 月 日まで			
設置、変更又は 廃止の年月日	年 月 日					
設置、変更又は 廃止の事項	主 体	1 管理者 ・ 2 設置者				
	内 容	1 設 置 ・ 2 変 更 ・ 3 廃 止				
新管理者又は 新設置者	氏名又は 名称					
	住 所	〒 -		電 話 ( ) -		

注意 1 電飾の有無欄は、該当するものを○で囲んでください。  
 2 設置、変更又は廃止の事項欄は、該当する番号を○で囲んでください。ただし「設置者」を選択した場合は、「変更」以外を選択することはできません。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

屋外広告物設置者等の氏名等変更届出書

年 月 日

市 町 村 長 殿

届出者 住 所 〒 -

氏 名 印  
〔 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 〕

電 話 ( ) -

広告物又は 掲出物件の概要	種 別		数 量		電飾の有無	有・無
	総表示 面積	m <sup>2</sup>	規 格	縦 高さ	m 横 m	m
表示又は設置の場所						
表 示 の 内 容						
許可の年月日 及び番号		年 月 日	第	号		
許可の期間		年 月 日から	年 月	日まで		
変更年月日		年 月 日				
変更事項	主 体	1 設置者 ・ 2 管理者				
	内 容	1 氏名又は名称 ・ 2 住 所				
変更内容	変更前					
	変更後					

注意 1 電飾の有無欄は、該当するものを○で囲んでください。  
 2 変更事項欄は、該当する番号を○で囲んでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

屋 外 広 告 物 除 却 等 届 出 書

年 月 日

市 町 村 長 殿

届 出 者 住 所 〒 -

氏 名 印  
( 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 )  
 電 話 ( ) -

広 告 物 又 は 掲 出 物 件 の 概 要	種 別		数 量		電 飾 の 有 無	有 ・ 無
	総 表 示 面 積	m <sup>2</sup>	規 格	縦 高 さ	m 横 m	
表 示 又 は 設 置 の 場 所						
表 示 の 内 容						
許 可 の 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日		第 号			
許 可 の 期 間	年 月 日 から		年 月 日 まで			
届 出 の 理 由	1 除 却 ・ 2 滅 失					
除 却 等 年 月 日	年 月 日					
除 却 等 の 理 由						

注意 1 電飾の有無欄は、該当するものを○で囲んでください。  
 2 届出の理由欄は、該当する番号を○で囲んでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

## 屋 外 広 告 業 登 録 申 請 書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

申 請 者 住 所 〒 ー

ふりがな  
氏 名 印

〔 名 称 及 び  
代 表 者 氏 名 〕

電 話 ( ) ー

登録の種類	1 新規 ・ 2 更新		
※ 登録番号	愛知県知事(登ー)第 号		
※ 登録年月日	年 月 日		
営 業 所	名 称		
	所 在 地	〒 ー  電話 ( ) ー	
	業務主任者の氏名		
役 員	役 職 名	氏 名	
申請者の法定 代理人(未成年者の場合)	ふりがな 氏 名		
	住 所	〒 ー  電話 ( ) ー	
他の地方公共団体に おける登録の状況	登録を受けた地方公共団体名	登録年月日	登録番号

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

営業所	名称			
	所在地	〒 ー 電話 ( ) ー		
	業務主任者の氏名			
営業所	名称			
	所在地	〒 ー 電話 ( ) ー		
	業務主任者の氏名			
営業所	名称			
	所在地	〒 ー 電話 ( ) ー		
	業務主任者の氏名			
役員	役職名	氏名		
他の地方公共団体における登録の状況	登録を受けた地方公共団体名	登録年月日	登録番号	
注意	<p>1 登録の種類欄は、該当する番号を○で囲んでください。</p> <p>2 ※印のある欄は、更新の登録申請の場合に記入してください。</p> <p>3 営業所欄は、県内（名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市の区域を除く。）で営業を行う営業所のすべてを記入してください。</p> <p>4 役員欄は、申請者が法人の場合は、法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）の全員を記入してください。</p> <p>5 他の地方公共団体における登録の状況欄は、既に他の都道府県知事又は市長の登録を受けている場合は、すべて記入してください。</p> <p>6 営業所欄、役員欄及び他の地方公共団体における登録の状況欄にすべてを記入できない場合は、第2面を追加して記入してください。</p>			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

# 誓 約 書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

申請者 氏 名 印

〔 名 称 及 び  
代 表 者 氏 名 〕

申請者は、愛知県屋外広告物条例第23条第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

## 愛知県屋外広告物条例（抜粋）

### （登録の拒否）

第23条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第33条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者
- (2) 屋外広告業者（第20条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第33条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの
- (3) 第33条第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうち第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 営業所ごとに業務主任者を選任していない者

### 2 略

### （登録の取消し等）

第33条 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により第20条第1項又は第3項の登録を受けたとき。
- (2) 第23条第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなつたとき。
- (3) 第24条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

### 2 略



屋 外 廣 告 業 登 録 済 証

住 所

氏 名

〔名称及び〕  
〔代表者氏名〕

愛知県屋外広告物条例第22条第1項の規定により下記のとおり登録したことを証します

記

登録番号 愛知県知事（登一 ）第 号

登録年月日 年 月 日

登録の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

愛知県知事 氏 名 印

屋外広告業登録事項変更届出書

年 月 日

愛知県知事殿

届出者 住所 〒 ー

氏名 印  
（名称及び代表者氏名）

電話（ ） ー

登録番号	愛知県知事（登ー）第 号	
登録年月日	年 月 日	
変更年月日	年 月 日	
変更事項		
変更の内容	変更前	
	変更後	

注意 登録業者の氏名（法人の場合は、名称又は代表者の氏名）又は住所を変更した場合は、屋外広告業登録済証を書き換えますので、併せて提出してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

屋外広告業廃業等届出書

年 月 日

愛知県知事殿

届出者 住所 〒 ー

氏名 印  
〔名称及び代表者氏名〕  
 電話 ( ) ー

登録番号	愛知県知事（登ー）第 号
登録年月日	年 月 日
屋外広告業者の氏名又は名称	
届出の理由	1 県内（名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市の区域を除く。）における屋外広告業の廃止 2 屋外広告業者の死亡 3 合併による法人の消滅 4 破産手続開始の決定による法人の解散 5 合併及び破産手続開始の決定以外の理由による法人の解散
届出理由の生じた日	年 月 日
屋外広告業者と届出人との関係	1 県内（名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市の区域を除く。）において屋外広告業を廃止した者 2 死亡した屋外広告業者の相続人 3 合併により消滅した法人の元代表役員 4 破産手続開始の決定により解散した法人の破産管財人 5 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した法人の清算人
注意 1 届出の理由欄及び屋外広告業者と届出人との関係欄は、該当する番号を○で囲んでください。 2 屋外広告業登録済証を返還してください。	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

講 習 会 受 講 申 請 書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

申請者 氏 名

※ 整 理 番 号			※ 受 講 番 号	
申 請 者	生年月日	年 月 日		
	住 所	〒 ー 電 話 ( ) ー		
勤 務 先	名 称			
	所 在 地	〒 ー 電 話 ( ) ー		
受 講 科 目		1 広告物に係る法令に関する科目 2 広告物の表示の方法に関する科目 3 広告物の施工に関する科目		
広告物の施工に関する科目の免除	有無	1 有 ・ 2 無		
	該当事由	1 建築士法に規定する建築士の資格を有する者 2 電気工事士法に規定する電気工事士の資格を有する者 3 電気事業法に規定する第1種、第2種又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けた者 4 職業能力開発促進法の公共職業訓練若しくは認定職業訓練で帆布製品製造科に係るものを修了した者又は職業訓練指導員の免許で帆布製品科に係るものを受けた者		
注意 1 ※印のある欄は、記入しないでください。 2 受講科目欄は受講を希望する科目の番号を、広告物の施工に関する科目の免除欄は該当する番号を○で囲んでください。				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

講 習 会 受 講 票

整理番号		受講番号	
氏名			
日時	年 月 日 ( ) 時 分から 時 分まで		
会場			
受講科目	1 広告物に係る法令に関する科目	2 広告物の表示の方法に関する科目	3 広告物の施工に関する科目
受講状況	※	※	※

備考 用紙の大きさは、縦 10 センチメートル、横 15 センチメートルとする。

講 習 会 修 了 証

住 所

氏 名

生 年 月 日

愛 知 県 屋 外 広 告 物 条 例 第 2 8 条 第 1 項 の 規 定 に  
よ る 講 習 会 の 課 程 を 修 了 し た こ と を 証 し ま す

修 了 番 号 第 号

年 月 日

愛 知 県 知 事 氏 名 印

屋 外 広 告 業 者 登 録 票	
氏 名 (名称及び代表者の氏名)	
登 録 番 号	愛知県知事（登一 ）第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
営 業 所 の 名 称	
業 務 主 任 者 の 氏 名	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A3とする。

屋 外 広 告 業 取 引 帳 簿

注 文 者		広告物の表示又は掲出物件 の設置の場所	表示した広告物又は設置した掲出物件		表示又は設置 の年月日	請 負 金 額
氏名又は名称	住 所		名 称 又 は 種 類	数 量		

（表）

No.
屋外広告業立入検査員証
所 属.....
職 名.....
氏 名.....
年 月 日生
年 月 日交付
愛知県知事 氏 名 印

（裏）

愛知県屋外広告物条例（抜粋）
（立入検査等）
第35条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、屋外広告業を営む者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 第17条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
（立入検査等）
第17条 略
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考 用紙の大きさは、縦9.1センチメートル、横6.2センチメートルとする。

# 愛知県屋外広告物審議会規則

〔昭和39年7月8日  
愛知県規則第92号〕

〔沿革〕 昭和49年7月24日規則第71号、50年7月2日第54号、平成10年3月25日第18号、13年7月10日第68号、15年6月27日第78号改正

愛知県屋外広告物審議会規則をここに公布する。

愛知県屋外広告物審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、愛知県屋外広告物条例（昭和39年愛知県条例第56号）第37条第5項の規定に基づき、愛知県屋外広告物審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和49年規則71号、平成10年18号、15年78号〕

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

一部改正〔昭和50年規則54号、平成10年18号〕

(委員及び臨時委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- |                |      |
|----------------|------|
| 一 学識経験を有する者    | 6人以内 |
| 二 県議会の議員       | 1人   |
| 三 関係行政機関の職員    | 1人   |
| 四 広告関係業者を代表する者 | 4人以内 |
| 五 商工会議所関係者     | 1人   |
| 六 市町村の長        | 2人以内 |

2 前項第1号、第4号及び第5号に掲げる者のうちから任命された委員の任期は

2年とする。

- 3 臨時委員は、学識経験を有する者その他当該特別の事項を調査審議するため適当と認める者のうちから知事が任命する。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、退任するものとする。

一部改正〔昭和50年規則54号、平成10年18号、平成13年68号〕

(会長)

第4条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によつて定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開き、議決をすることができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 臨時委員は、当該特別事項につき会議を開いて議決をする場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(幹事)

第6条 審議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、県職員のうちから知事が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受けて会務を処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 愛知県屋外広告物審議会規則（昭和25年愛知県規則第64号）は、廃止する。

附 則（昭和49年7月24日規則第71号）

この規則は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則（昭和50年7月2日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月25日規則第18号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成13年7月10日規則第68号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の愛知県屋外広告物審議会規則第3条第1項第1号に掲げる者のうちから任命された委員である者の任期については、改正後の愛知県屋外広告物審議会規則第3条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成15年6月27日規則第78号）

この規則は、平成15年7月1日から施行する。

○広告物の表示又は掲出物件の設置  
を禁止し、又は制限する区間及び  
区域の指定

〔昭和53年10月23日  
告示第1173号〕

〔沿革〕 昭和53年12月20日告示第1405号、54年11月26日第1215号、55年3月24日第301号、60年9月30日第936号、62年3月30日第276号、平成2年3月22日第272号、9年3月26日第300号、10年3月9日第189号、11年3月24日第250号、14年3月26日第268号、15年3月14日第182号、17年4月1日第352号、7月7日第566号、10月1日第778号、12月9日第959号、18年1月27日第73号、3月31日第287号、19年2月16日第91号、19年8月3日第518号、20年3月11日第153号、22年1月29日第41号、4月9日第260号改正

愛知県屋外広告物条例（昭和39年愛知県条例第56号）第3条第1項第5号から第6号の2まで及び第5条第2項第1号から第3号までの規定に基づき、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止し、又は制限する区間及び区域を次のように指定し、昭和53年11月1日から施行する。

なお、昭和46年愛知県告示第96号（屋外広告物の表示もしくは掲出物件の設置を禁止しまたは制限する区間および区域の指定）は、昭和53年10月31日限り廃止する。

1 愛知県屋外広告物条例（以下「条例」という。）第3条第1項第5号及び第6号並びに第5条第2項第1号及び第2号の区間及び区域

(1) 道路

区分 道路名	条例第3条第1項第5号の区間（禁止区間）	条例第3条第1項第6号の区域（禁止区域）	条例第5条第2項第1号の区間（許可区間）	条例第5条第2項第2号の区域（許可区域）
高速自動車国道中央自動車道西宮線（通称中央道）		県内の高速自動車国道の全区間の路端から500メートル未満までの区域		県内の高速自動車国道の全区間の路端から500メートル以上1,000メートルまでの区域
高速自動車国道中央自動車道西宮線（通称名神高速道路）		県内の高速自動車国道の全区間の路端から500メートル未満までの区域		県内の高速自動車国道の全区間の路端から500メートル以上1,000メートルまでの区域
高速自動車国道東海自動車道（通称東名高速道路）		名古屋市域内、豊橋市域内、岡崎市域内及び豊田市域内を除く県内の高速自動車国道の全区間の路端から500メートル未満までの区域		名古屋市域内、豊橋市域内、岡崎市域内及び豊田市域内を除く県内の高速自動車国道の全区間の路端から500メートル以上1,000メートルまでの区域
高速自動車国道東海北陸自動車道		県内の高速自動車国道の全区間の路端から500メートル未満までの区域		県内の高速自動車国道の全区間の路端から500メートル以上1,000メートルまでの区域
高速自動車国道近畿自動車道名古屋亀山線（通称東名阪自動車道）		名古屋市域内を除く県内の高速自動車国道の全区間の路端から500メートル未満までの区域		名古屋市域内を除く県内の高速自動車国道の全区間の路端から500メートル以上1,000メートルまでの区域

<p>高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線（通称伊勢湾岸自動車道）</p>		<p>名古屋市域内及び豊田市域内を除く県内の高速自動車国道の全区間の路端から500メートル未満までの区域</p>		<p>名古屋市域内及び豊田市域内を除く県内の高速自動車国道の全区間の路端から500メートル以上1,000メートルまでの区域</p>
<p>高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線（通称伊勢湾岸自動車道）</p>		<p>名古屋市域内を除く県内の高速自動車国道の全区間の路端から500メートル未満までの区域</p>		<p>名古屋市域内を除く県内の高速自動車国道の全区間の路端から500メートル以上1,000メートルまでの区域</p>
<p>一般国道1号</p>	<p>豊川市宿町地内県道金野豊川線との交差点から岡崎市境までの区間</p> <p>安城市尾崎町地内県道鴛鴨安城線との交差点から同市東栄町地内県道豊田安城線との交差点までの区間</p> <p>知立市境から同市地内名古屋鉄道株式会社三河線との交差点までの区間</p>	<p>豊川市宿町地内県道金野豊川線との交差点から岡崎市境までの路端から100メートル未満までの区域</p> <p>安城市尾崎町地内県道鴛鴨安城線との交差点から同市東栄町地内県道豊田安城線との交差点までの路端から100メートル未満までの区域</p> <p>知立市境から同市地内名古屋鉄道株式会社三河線との交差点までの路端から100メートル未満までの区域</p>	<p>豊橋市境から豊川市宿町地内県道金野豊川線との交差点までの区間</p> <p>岡崎市境から安城市尾崎町地内県道鴛鴨安城線との交差点までの区間</p> <p>安城市東栄町地内県道豊田安城線との交差点から知立市境までの区間</p>	<p>豊橋市境から豊川市宿町地内県道金野豊川線との交差点までの路端から1,000メートルまでの区域</p> <p>豊川市宿町地内県道金野豊川線との交差点から岡崎市境までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域</p> <p>岡崎市境から安城市尾崎町地内県道鴛鴨安城線との交差点までの路端から1,000メートルまでの区域</p> <p>安城市尾崎町地内県道鴛鴨安城線との交差点から同市東栄町地内県道豊田安城線との交差点までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域</p> <p>安城市東栄町地内県道豊田安城線との交差点から知立市境までの路端から1,000メートルまでの区域</p> <p>知立市境から同市地内名古屋鉄道株式会社三河線との交差点までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域</p>

	知立市地内逢妻川左岸から刈谷市今岡町地内市道1-396号線との交差点までの区間	知立市地内逢妻川左岸から刈谷市今岡町地内市道1-396号線との交差点までの路端から100メートル未満までの区域	知立市地内名古屋鉄道株式会社三河線との交差点から同市地内逢妻川左岸までの区間	知立市地内名古屋鉄道株式会社三河線との交差点から同市地内逢妻川左岸までの路端から1,000メートルまでの区域
	刈谷市今川町地内新矢戸橋北詰から名古屋市境までの区間	刈谷市今川町地内新矢戸橋北詰から名古屋市境までの路端から100メートル未満までの区域	刈谷市今岡町地内市道1-396号線との交差点から同市今川町地内新矢戸橋南詰までの区間	刈谷市今岡町地内市道1-396号線との交差点から同市今川町地内新矢戸橋南詰までの路端から1,000メートルまでの区域
	名古屋市境から海部郡蟹江町舟入地内蟹江大橋東詰までの区間	名古屋市境から海部郡蟹江町舟入地内蟹江大橋東詰までの路端から100メートル未満までの区域	海部郡蟹江町大字蟹江新田地内蟹江大橋西詰から同郡蟹江町大字蟹江新田地内日光大橋東詰までの区間	名古屋市境から海部郡蟹江町舟入地内蟹江大橋東詰までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域 海部郡蟹江町大字蟹江新田地内蟹江大橋西詰から同郡蟹江町大字蟹江新田地内日光大橋東詰までの路端から1,000メートルまでの区域
	海部郡蟹江町大字蟹江新田地内日光大橋西詰から弥富市鯛浦町地内県道富島津島線との交差点までの区間	海部郡蟹江町大字蟹江新田地内日光大橋西詰から弥富市鯛浦町地内県道富島津島線との交差点までの路端から100メートル未満までの区域	弥富市鯛浦町地内県道富島津島線との交差点から同市小島町地内尾張大橋東詰までの区間	海部郡蟹江町大字蟹江新田地内日光大橋西詰から弥富市鯛浦町地内県道富島津島線との交差点までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域 弥富市鯛浦町地内県道富島津島線との交差点から同市小島町地内尾張大橋東詰までの路端から1,000メートルまでの区域
一般国道19号			名古屋市境から春日井市東野新町2丁目地内県道名古屋外環状線との交差点まで	名古屋市境から春日井市東野新町2丁目地内県道名古屋外環状線との交差点まで

	春日井市東野新町2丁目地内県道名古屋外環状線との交差点から岐阜県境までの区間	春日井市東野新町2丁目地内県道名古屋外環状線との交差点から岐阜県境までの路端から100メートル未満までの区域	の区間	の路端から1,000メートルまでの区域
一般国道22号	名古屋市域内を除く県内の全区間	名古屋市域内を除く県内の全区間の路端から100メートル未満までの区域		名古屋市域内を除く県内の全区間の路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域
一般国道23号	額田郡幸田町大字芦谷地内町道芦谷荻1号線との交差点から名古屋市境までの区間  名古屋市境から三重県境までの区間	額田郡幸田町大字芦谷地内町道芦谷荻1号線との交差点から名古屋市境までの路端から100メートル未満までの区域  名古屋市境から三重県境までの路端から100メートル未満までの区域	額田郡幸田町大字深溝地内一般国道248号との交差点から同町大字須美地内県道蒲郡碧南線との交差点までの区間	額田郡幸田町大字深溝地内一般国道248号との交差点から同町大字須美地内県道蒲郡碧南線との交差点までの路端から1,000メートルまでの区域  額田郡幸田町大字芦谷地内町道芦谷荻1号線との交差点から名古屋市境までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域  名古屋市境から三重県境までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域
一般国道41号	名古屋市域内を除く県内の全区間	名古屋市域内を除く県内の全区間の路端から100メートル未満までの区域		名古屋市域内を除く県内の全区間の路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域
一般国道151号			豊橋市域内を除く県内の全区間	豊橋市域内を除く県内の全区間の路端から1,000メートルまでの区域
一般国道153号			名古屋市域内及び豊田市域内を除く県内の全区間	名古屋市域内及び豊田市域内を除く県内の全区間の路端から1,000メートルまでの区域
一般国道155号			名古屋市域内及び豊田市域内を除く県内の全区間	名古屋市域内及び豊田市域内を除く県内の全区間の路端から1,000メートルまでの区域
一般国道			小牧市大草西地内県	小牧市大草西地内県

155号(バイパス)			道神屋味美線との交差点から一宮市柚木風地内県道浅井清須線との交差点までの区間	道神屋味美線との交差点から一宮市柚木風地内県道浅井清須線との交差点までの路端から1,000メートルまでの区域
一般国道247号	<p>幡豆郡幡豆町大字東幡豆字彦田前地内町道第404号との交差点から蒲郡市竹谷町太田新田地内県道蒲郡港拾石線との交差点までの区間</p> <p>蒲郡市三谷町小迫地内市道三谷東14号線との交差点から同市大塚町丸山地内(蒲郡市境)までの区間</p>	<p>幡豆郡幡豆町大字東幡豆字彦田前地内町道第404号との交差点から蒲郡市竹谷町太田新田地内県道蒲郡港拾石線との交差点までの路端から100メートル未満までの区域</p> <p>蒲郡市三谷町小迫地内市道三谷東14号線との交差点から同市大塚町丸山地内(蒲郡市境)までの路端から100メートル未満までの区域</p>	<p>名古屋市境から知多市新舞子字北西田地内一般国道247号(バイパス)との交差点までの区間</p> <p>常滑市字長間地内一般国道155号との交差点から同市字長峰四ノ切地内県道半田常滑線との交差点までの区間</p> <p>半田市有楽町地内市道有楽16号線との交差点から幡豆郡幡豆町大字東幡豆字彦田前地内町道第404号との交差点までの区間</p> <p>蒲郡市竹谷町太田新田地内県道蒲郡港拾石線との交差点から同市三谷町小迫地内市道三谷東14号線との交差点までの区間</p> <p>蒲郡市境から豊橋市境までの区間</p>	<p>名古屋市境から知多市新舞子字北西田地内一般国道247号(バイパス)との交差点までの路端から1,000メートルまでの区域</p> <p>常滑市字長間地内一般国道155号との交差点から同市字長峰四ノ切地内県道半田常滑線との交差点までの路端から1,000メートルまでの区域</p> <p>半田市有楽町地内市道有楽16号線との交差点から幡豆郡幡豆町大字東幡豆字彦田前地内町道第404号との交差点までの路端から1,000メートルまでの区域</p> <p>幡豆郡幡豆町大字東幡豆字彦田前地内町道第404号との交差点から蒲郡市竹谷町太田新田地内県道蒲郡港拾石線との交差点までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域</p> <p>蒲郡市竹谷町太田新田地内県道蒲郡港拾石線との交差点から同市三谷町小迫地内市道三谷東14号線との交差点までの路端から1,000メートルまでの区域</p> <p>蒲郡市三谷町小迫地内市道三谷東14号線との交差点から同市大塚町丸山地内(蒲郡市境)までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域</p> <p>蒲郡市境から豊橋市境までの路端から1,000メートルまで</p>

				の区域
一般国道 247号(バイパス)	東海市名和町二番割 中地内一般国道247 号との交差点から常 滑市原松町地内市道 浜田線との交差点ま での区間	東海市名和町二番割 中地内一般国道247 号との交差点から知 多市南粕谷新海4丁 目地内矢田川橋北詰 までの路端から100 メートル未満までの 区域		東海市名和町二番割 中地内一般国道247 号との交差点から知 多市南粕谷新海4丁 目地内矢田川橋北詰 までの路端から100 メートル以上1,000 メートルまでの区域
		常滑市小倉町8丁目 地内前山川橋南詰か ら同市原松町地内市 道浜田線との交差点 までの路端から100 メートル未満までの 区域		知多市南粕谷新海4 丁目地内矢田川橋南 詰から常滑市小倉町 8丁目地内前山川橋 北詰までの路端から 1,000メートルまで の区域
	蒲郡市蒲郡町貴船地 内市道宮成町坂本前 田1号線との交差点 から同市大塚町十能 地内一般国道247号 との合流点までの区 間	蒲郡市蒲郡町貴船地 内市道宮成町坂本前 田1号線との交差点 から同市大塚町十能 地内一般国道247号 との合流点までの路 端から100メートル 未満までの区域		蒲郡市蒲郡町貴船地 内市道宮成町坂本前 田1号線との交差点 から同市大塚町十能 地内一般国道247号 との合流点までの路 端から100メートル 以上1,000メートル までの区域
一般国道 248号			岡崎市域内及び豊田 市域内を除く県内の 全区間	岡崎市域内及び豊田 市域内を除く県内の 全区間の路端から 1,000メートルまで の区域
一般国道 257号			豊田市域内を除く県 内の全区間	豊田市域内を除く県 内の全区間の路端か ら1,000メートルま での区域
一般国道 259号			豊橋市境から田原市 伊良湖町宮下3000番 の65地先までの区間	豊橋市境から田原市 伊良湖町宮下3000番 の65地先までの路端 から1,000メートル までの区域
一般国道 301号			岡崎市域内及び豊田 市域内を除く県内の 全区間	岡崎市域内及び豊田 市域内を除く県内の 全区間の路端から 1,000メートルまで の区域
一般国道 302号			名古屋市域内を除く 県内の全区間	名古屋市域内を除く 県内の全区間の路端 から1,000メートル までの区域

一般国道 362号			豊橋市域内を除く県内の全区間	豊橋市域内を除く県内の全区間の路端から1,000メートルまでの区域
一般国道 363号			名古屋市域内を除く県内の全区間	名古屋市域内を除く県内の全区間の路端から1,000メートルまでの区域
一般国道 366号			県内の全区間	県内の全区間の路端から1,000メートルまでの区域
一般国道 366号(バイパス)			知多郡東浦町大字藤江字皆栄町地内町道藤江半田線との交差点から同町大字緒川字下家左川地内県道名古屋碧南線との交差点までの区間	知多郡東浦町大字藤江字皆栄町地内町道藤江半田線との交差点から同町大字緒川字下家左川地内県道名古屋碧南線との交差点までの路端から1,000メートルまでの区域
一般国道 419号			豊田市境から高浜市青木町1丁目地内一般国道247号との交差点までの区間  知立市西町地内一般国道155号との交差点から刈谷市野田町石仏地内県道岡崎刈谷線との交差点までの区間  高浜市芳川町3丁目地内県道名古屋碧南線との交差点から同市芳川町3丁目地内市道赤松線との交差点までの区間	豊田市境から高浜市青木町1丁目地内一般国道247号との交差点までの路端から1,000メートルまでの区域  知立市西町地内一般国道155号との交差点から刈谷市野田町石仏地内県道岡崎刈谷線との交差点までの路端から1,000メートルまでの区域  高浜市芳川町3丁目地内県道名古屋碧南線との交差点から同市芳川町3丁目地内市道赤松線との交差点までの路端から1,000メートルまでの区域
一般国道 473号	蒲郡市新井形町前道下地内市道前道下上大内1号線との交差点から蒲郡市松原町地内市道松原町竹島町1号線との交差点までの区間	蒲郡市新井形町前道下地内市道前道下上大内1号線との交差点から蒲郡市松原町地内市道松原町竹島町1号線との交差点までの路端から100メートル未満までの区域		蒲郡市新井形町前道下地内市道前道下上大内1号線との交差点から蒲郡市松原町地内市道松原町竹島町1号線との交差点までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域
一般国道 475号(通称東海環状自動車道)		豊田市域内を除く県内の自動車専用道路の全区間の路端から100メートル未満までの区域		豊田市域内を除く県内の自動車専用道路の全区間の路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域

県道内津勝川線	春日井市内津町字北山地内一般国道19号との交差点から同市内津町字清水地内市道6699号線との交差点までの区間	春日井市内津町字北山地内一般国道19号との交差点から同市内津町字清水地内市道6699号線との交差点までの路端から100メートル未満までの区域		春日井市内津町字北山地内一般国道19号との交差点から同市内津町字清水地内市道6699号線との交差点までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域
県道長沢蒲郡線	蒲郡市清田町大駄和地内清田トンネル西端から同市清田町上大内地内市道前道下上大内1号線の終点までの区間	蒲郡市清田町大駄和地内清田トンネル西端から同市清田町上大内地内市道前道下上大内1号線の終点までの路端から100メートル未満までの区域		蒲郡市清田町大駄和地内清田トンネル西端から同市清田町上大内地内市道前道下上大内1号線の終点までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域
市道前道下上大内1号線	全区間	全区間の路端から100メートル未満までの区域		全区間の路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域
市道松原町竹島町1号線	全区間	全区間の路端から100メートル未満までの区域		全区間の路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域
県道半田常滑線			半田市東郷町3丁目地内一般国道247号との交差点から常滑市字長峰四ノ切地内一般国道247号との交差点までの区間	半田市東郷町3丁目地内一般国道247号との交差点から常滑市字長峰四ノ切地内一般国道247号との交差点までの路端から1,000メートルまでの区域
県道名古屋半田線 (通称知多半島道路)		名古屋市域内を除く自動車専用道路の全区間の路端から100メートル未満までの区域		名古屋市域内を除く自動車専用道路の全区間の路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域
県道碧南半田常滑線 (通称知多横断道路)		自動車専用道路の全区間の路端から100メートル未満までの区域		自動車専用道路の全区間の路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域
県道中部国際空港線 (通称知多横断道路及び中部国際空港連絡道路を含む。)		自動車専用道路の全区間の路端から100メートル未満までの区域		自動車専用道路の全区間の路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域
県道半田南知多公		自動車専用道路の全区間の路端から		自動車専用道路の全区間の路端から

園線（通称南知多道路）		100メートル未満までの区域		100メートル以上1,000メートルまでの区域
県道力石名古屋線	豊田市境から愛知郡長久手町久保山地内町道長久手西部東部44号線との交差点までの区間	豊田市境から愛知郡長久手町久保山地内町道長久手西部東部44号線との交差点までの路端から100メートル未満までの区域		豊田市境から愛知郡長久手町久保山地内町道長久手西部東部44号線との交差点までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域
県道名古屋長久手線	名古屋市境から愛知郡長久手町大字久保山地内町道長久手西部、東部44号線との交差点までの区間	名古屋市境から愛知郡長久手町大字久保山地内町道長久手西部、東部44号線との交差点までの路端から100メートル未満までの区域		名古屋市境から愛知郡長久手町大字久保山地内町道長久手西部、東部44号線との交差点までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域
県道日進瀬戸線（通称名古屋瀬戸道路を含む。）		自動車専用道路の全区間の路端から100メートル未満までの区域		自動車専用道路の全区間の路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域
県道田名名古屋線			豊田市境から名古屋市境までの区間	豊田市境から名古屋市境までの区間の路端から1,000メートルまでの区域
県道豊田知立線		自動車専用道路の全区間の路端から100メートル未満までの区域		自動車専用道路の全区間の路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域
県道西尾知多線	知多市上り戸3丁目地内（知多郡阿久比町境）から同市南浜町地内一般国道155号・247号（バイパス）との交差点までの区間	知多市上り戸3丁目地内（知多郡阿久比町境）から同市南浜町地内一般国道155号・247号（バイパス）との交差点までの路端から100メートル未満までの区域		知多市上り戸3丁目地内（知多郡阿久比町境）から同市南浜町地内一般国道155号・247号（バイパス）との交差点までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域

備考 条例第3条第1項第6号の区域（禁止区域）欄及び条例第5条第2項第2号の区域（許可区域）欄に掲げる道路の区域は、都市計画法第8条第1項の規定により定められた商業地域及び近隣商業地域並びに平成17年国勢調査結果による人口集中地区に係る部分を除くものとする。

(2) 鉄道及び軌道

区分 鉄道 名又は 軌道	条例第3条第1項第5号の区間（禁止区間）	条例第3条第1項第6号の区域（禁止区域）	条例第5条第2項第1号の区間（許可区間）	条例第5号第2項第2号の区域（許可区域）
東海旅客鉄道株式		豊川市平井町地内豊川放水路橋りょう北		豊川市平井町地内豊川放水路橋りょう北

<p>会社東海 道新幹線 鉄道</p>		<p>詰から蒲郡市新井形町前道下地内市道前道下上大内1号線との交差点までの路端から500メートル未満までの区域</p> <p>蒲郡市柏原町地内県道芦谷蒲郡線との交差点から岡崎市境までの路端から500メートル未満までの区域</p> <p>岡崎市境から名古屋市境までの路端から500メートル未満までの区域</p> <p>清須市清洲四丁目地内県道名古屋祖父江線との交差点から岐阜県境までの路端から500メートル未満までの区域</p>		<p>詰から蒲郡市新井形町前道下地内市道前道下上大内1号線との交差点までの路端から500メートル以上1,000メートルまでの区域</p> <p>蒲郡市新井形町前道下地内市道前道下上大内1号線との交差点から同市柏原町地内県道芦谷蒲郡線との交差点までの路端から1,000メートルまでの区域</p> <p>蒲郡市柏原町地内県道芦谷蒲郡線との交差点から岡崎市境までの路端から500メートル以上1,000メートルまでの区域</p> <p>岡崎市境から名古屋市境までの路端から500メートル以上1,000メートルまでの区域</p> <p>名古屋市境から清須市清洲四丁目地内県道名古屋祖父江線との交差点までの路端から1,000メートルまでの区域</p> <p>清須市清洲四丁目地内県道名古屋祖父江線との交差点から岐阜県境までの路端から500メートル以上1,000メートルまでの区域</p>
<p>東海旅客 鉄道株式 会社東海 道線東海 道本線</p>	<p>名古屋市域内、豊橋市域内及び岡崎市域内を除く県内の全区間</p>	<p>豊川市平井町地内豊川放水路橋りょう北詰から蒲郡市三谷町地内県道豊岡三谷港線との交差点までの路端から100メートル未満までの区域</p>		<p>豊川市平井町地内豊川放水路橋りょう北詰から蒲郡市三谷町地内県道豊岡三谷港線との交差点までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域</p> <p>蒲郡市三谷町地内県道豊岡三谷港線との交差点から同市拾石町地内一般国道248号との交差点までの路端から1,000メー</p>

		<p>蒲郡市拾石町地内一般国道248号との交差点から岡崎市境までの路端から100メートル未満までの区域</p> <p>岡崎市境から安城市明治本町地内名古屋鉄道株式会社西尾線との交差点までの路端から100メートル未満までの区域</p> <p>安城市大東町地内県道豊田安城自転車道線との交差点から刈谷市幸町地内名古屋鉄道株式会社三河線との交差点までの路端から100メートル未満までの区域</p> <p>刈谷市山池町地内市道01-36号線との交差点から大府市地内一般国道155号との交差点までの路端から100メートル未満までの区域</p> <p>大府市地内大府駅構内北端から名古屋市境までの路端から100メートル未満までの区域</p>		<p>トルまでの区域</p> <p>蒲郡市拾石町地内一般国道248号との交差点から岡崎市境までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域</p> <p>岡崎市境から安城市明治本町地内名古屋鉄道株式会社西尾線との交差点までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域</p> <p>安城市明治本町地内名古屋鉄道株式会社西尾線との交差点から同市大東町地内県道豊田安城自転車道線との交差点までの路端から1,000メートルまでの区域</p> <p>安城市大東町地内県道豊田安城自転車道線との交差点から刈谷市幸町地内名古屋鉄道株式会社三河線との交差点までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域</p> <p>刈谷市幸町地内名古屋鉄道株式会社三河線との交差点から同市山池町地内市道01-36号線との交差点までの路端から1,000メートルまでの区域</p> <p>刈谷市山池町地内市道01-36号線との交差点から大府市地内一般国道155号との交差点までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域</p> <p>大府市地内一般国道155号との交差点から大府市地内大府駅構内北端までの路端から1,000メートルまでの区域</p> <p>大府市地内大府駅構内北端から名古屋市境までの路端から100メートル以上</p>
--	--	--	--	---

清須市地内一般国道302号との交差点から稲沢市下津町地内県道春日井稲沢線との交差点までの路端から100メートル未満までの区域

稲沢市下津町地内稲沢駅構内北端から一宮市一宮地内県道一宮蟹江線との交差点までの路端から100メートル未満までの区域

一宮市今伊勢町馬寄地内市道0150号線との交差点から同市木曾川町黒田地内県道江南木曾川線との交差点までの路端から100メートル未満までの区域

一宮市木曾川町黒田地内県道光明寺木曾川停車場線との交差

1,000メートルまでの区域

名古屋市境から清須市地内一般国道302号との交差点までの路端から1,000メートルまでの区域

清須市地内一般国道302号との交差点から稲沢市下津町地内県道春日井稲沢線との交差点までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域

稲沢市下津町地内県道春日井稲沢線との交差点から同市下津町地内稲沢駅構内北端までの路端から1,000メートルまでの区域

稲沢市下津町地内稲沢駅構内北端から一宮市一宮地内県道一宮蟹江線との交差点までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域

一宮市一宮地内県道一宮蟹江線との交差点から同市今伊勢町馬寄地内市道0150号線との交差点までの路端から1,000メートルまでの区域

一宮市今伊勢町馬寄地内市道0150号線との交差点から同市木曾川町黒田地内県道江南木曾川線との交差点までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域

一宮市木曾川町黒田地内県道江南木曾川線との交差点から同市木曾川町黒田地内県道光明寺木曾川停車場線との交差点までの路端から1,000メートルまでの区域

一宮市木曾川町黒田地内県道光明寺木曾

		点から岐阜県境までの路端から100メートル未満までの区域	川停車場線との交差点から岐阜県境までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域
東海旅客鉄道株式会社東海道線武豊線	県内の全区間	大府市中央町地内東海旅客鉄道株式会社東海道線東海道本線との分岐点から半田市亀崎新田町地内県道西尾知多線との交差点までの路端から100メートル未満までの区域  半田市と知多郡武豊町境から同町地内武豊駅構内北端までの路端から100メートル未満までの区域	大府市中央町地内東海旅客鉄道株式会社東海道線東海道本線との分岐点から半田市亀崎新田町地内県道西尾知多線との交差点までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域  半田市亀崎新田町地内県道西尾知多線との交差点から半田市と知多郡武豊町境までの路端から1,000メートルまでの区域  半田市と知多郡武豊町境から同町地内武豊駅構内北端までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域
東海旅客鉄道株式会社中央線中央本線	名古屋市域内を除く県内の全区間	春日井市長塚町地内庄内川橋りょう北詰から同市勝川町9丁目地内勝川駅西構内踏切までの路端から100メートル未満までの区域  春日井市松新町2丁目地内市道下条線との交差点から同市弥生町地内県道春日井一宮線との交差点までの路端から100メートル未満までの区域	春日井市長塚町地内庄内川橋りょう北詰から同市勝川町9丁目地内勝川駅西構内踏切までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域  春日井市勝川町9丁目地内勝川駅西構内踏切から同市松新町2丁目地内市道下条線との交差点までの路端から1,000メートルまでの区域  春日井市松新町2丁目地内市道下条線との交差点から同市弥生町地内県道春日井一宮線との交差点までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域  春日井市弥生町地内県道春日井一宮線との交差点から同市弥

		<p>春日井市弥生町地内春日井駅構内東端から同市高蔵寺町地内一般国道155号との交差点までの路端から100メートル未満までの区域</p> <p>春日井市高蔵寺町地内高蔵寺駅構内東端から岐阜県境までの路端から100メートル未満までの区域</p>	<p>生町地内春日井駅構内東端までの路端から1,000メートルまでの区域</p> <p>春日井市弥生町地内春日井駅構内東端から同市高蔵寺町地内一般国道155号との交差点までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域</p> <p>春日井市高蔵寺町地内一般国道155号との交差点から同市高蔵寺町地内高蔵寺駅構内東端までの路端から1,000メートルまでの区域</p> <p>春日井市高蔵寺町地内高蔵寺駅構内東端から岐阜県境までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域</p>
東海旅客鉄道株式会社関西線西本線	名古屋市域内を除く県内の全区間	<p>名古屋市境から海部郡蟹江町地内蟹江駅構内東端までの路端から100メートル未満までの区域</p> <p>海部郡蟹江町地内蟹江駅構内西端から愛西市大野町地内永和駅構内東端までの路端から100メートル未満までの区域</p> <p>愛西市大野町地内永和駅構内西端から弥富市鯛浦町地内弥富駅構内東端までの路端から100メートル未満までの区域</p>	<p>名古屋市境から海部郡蟹江町地内蟹江駅構内東端までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域</p> <p>海部郡蟹江町地内蟹江駅構内東端から同駅構内西端までの路端から1,000メートルまでの区域</p> <p>海部郡蟹江町地内蟹江駅構内西端から愛西市大野町地内永和駅構内東端までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域</p> <p>愛西市大野町地内永和駅構内東端から同駅構内西端までの路端から1,000メートルまでの区域</p> <p>愛西市大野町地内永和駅構内西端から弥富市鯛浦町地内弥富駅構内東端までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域</p>

				<p>の区域</p> <p>弥富市綱浦町地内弥富駅構内東端から同市小島町地内県道一宮弥富線との交差点までの路端から1,000メートルまでの区域</p> <p>弥富市小島町地内県道一宮弥富線との交差点から三重県境までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域</p>
<p>東海旅客鉄道株式会社東海道線飯田線</p>	<p>豊橋市域内を除く県内の全区間</p>	<p>豊川市平井町地内豊川放水路橋りょう北詰から同市地内小坂井駅構内西端までの路端から100メートル未満までの区域</p> <p>豊川市小坂井町地内一般国道1号との交差点から豊川市下長山町地内県道豊橋豊川線との交差点までの路端から100メートル未満までの区域</p> <p>豊川市豊川町地内市道東部区画60号線との交差点から同市地内三河一宮駅構内南端までの路端から100メートル未満までの区域</p>	<p>豊川市平井町地内豊川放水路橋りょう北詰から同市地内小坂井駅構内西端までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域</p> <p>豊川市地内小坂井駅構内西端から同市小坂井町地内一般国道1号との交差点までの路端から1,000メートルまでの区域</p> <p>豊川市小坂井町地内一般国道1号との交差点から豊川市下長山町地内県道豊橋豊川線との交差点までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域</p> <p>豊川市下長山町地内県道豊橋豊川線との交差点から同市豊川町地内市道東部区画60号線との交差点までの路端から1,000メートルまでの区域</p> <p>豊川市豊川町地内市道東部区画60号線との交差点から同市地内三河一宮駅構内南端までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域</p> <p>豊川市地内三河一宮駅構内南端から同市</p>	

豊川市大木町地内県道三蔵子一宮線との交差点から同市東上町地内市道滝ノ入東上駅線との交差点までの路端から100メートル未満までの区域

新城市川田地内市道野中下側線との交差点から同市杉山地内一般国道301号との交差点までの路端から100メートル未満までの区域

新城市的場地内県道能登瀬新城線との交差点から同市平井地内一般国道151号との交差点までの路端から100メートル未満までの区域

新城市富永地内茶臼山駅構内東端から同市竹広地内三河東郷駅構内西端までの路端から100メートル未満までの区域

大木町地内県道三蔵子一宮線との交差点までの路端から1,000メートルまでの区域

豊川市大木町地内県道三蔵子一宮線との交差点から同市東上町地内市道滝ノ入東上駅線との交差点までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域

豊川市東上町地内市道滝ノ入東上駅線との交差点から新城市川田地内市道野中下側線との交差点までの路端から1,000メートルまでの区域

新城市川田地内市道野中下側線との交差点から同市杉山地内一般国道301号との交差点までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域

新城市杉山地内一般国道301号との交差点から同市的場地内県道能登瀬新城線との交差点までの路端から1,000メートルまでの区域

新城市的場地内県道能登瀬新城線との交差点から同市平井地内一般国道151号との交差点までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域

新城市平井地内一般国道151号との交差点から同市富永地内茶臼山駅構内東端までの路端から1,000メートルまでの区域

新城市富永地内茶臼山駅構内東端から同市竹広地内三河東郷駅構内西端までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域

				<p>新城市武広地内三河東郷駅構内西端から同駅構内東端までの路端から1,000メートルまでの区域</p> <p>新城市武広地内三河東郷駅構内東端から静岡県境までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域</p>
名古屋鉄道株式会社名古屋本線	名古屋市域内、豊橋市域内及び岡崎市域内を除く県内の全区間	<p>新城市武広地内三河東郷駅構内東端から静岡県境までの路端から100メートル未満までの区域</p> <p>豊川市平井町地内豊川放水路橋りょう北詰から岡崎市境までの路端から100メートル未満までの区域</p> <p>岡崎市境から安城市今池町地内新安城駅構内東端までの路端から100メートル未満までの区域</p> <p>安城市住吉町地内県道豊田一色線との交差点から知立市地内県道安城知立線との交差点までの路端から100メートル未満までの区域</p> <p>知立市地内一般国道155号との交差点から刈谷市今川町地内市道1-474号線との交差点までの路端から100メートル未満までの区域</p>		<p>豊川市平井町地内豊川放水路橋りょう北詰から岡崎市境までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域</p> <p>岡崎市境から安城市今池町地内新安城駅構内東端までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域</p> <p>安城市今池町地内新安城駅構内東端から同市住吉町地内県道豊田一色線との交差点までの路端から1,000メートルまでの区域</p> <p>安城市住吉町地内県道豊田一色線との交差点から知立市地内県道安城知立線との交差点までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域</p> <p>知立市地内県道安城知立線との交差点から同市地内一般国道155号との交差点までの路端から1,000メートルまでの区域</p> <p>知立市地内一般国道155号との交差点から刈谷市今川町地内市道1-474号線との交差点までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域</p>

刈谷市今川町地内県道今川刈谷停車場線との交差点から名古屋市境までの路端から100メートル未満までの区域

清須市地内新清洲駅構内北端から稲沢市高御堂一丁目地内大江用水橋りよう南詰までの路端から100メートル未満までの区域

稲沢市松下一丁目地内国府宮駅構内北端から一宮市中町2丁目地内県道一宮蟹江線との交差点までの路端から100メートル未満までの区域

一宮市今伊勢町馬寄地内市道0150号線との交差点から同市木曾川町黒田三ノ通り地内新木曾川駅構内南端までの路端から100メートル未満

刈谷市今川町地内市道1-474号線との交差点から同市今川町地内県道今川刈谷停車場線との交差点までの路端から1,000メートルまでの区域

刈谷市今川町地内県道今川刈谷停車場線との交差点から名古屋市境までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域

名古屋市境から清須市地内新清洲駅構内北端までの路端から1,000メートルまでの区域

清須市地内新清洲駅構内北端から稲沢市高御堂一丁目地内大江用水橋りよう南詰までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域

稲沢市高御堂一丁目地内大江用水橋りよう北詰から同市松下一丁目地内国府宮駅構内北端までの路端から1,000メートルまでの区域

稲沢市松下一丁目地内国府宮駅構内北端から一宮市中町2丁目地内県道一宮蟹江線との交差点までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域

一宮市中町2丁目地内県道一宮蟹江線との交差点から同市今伊勢町馬寄地内市道0150号線との交差点までの路端から1,000メートルまでの区域

一宮市今伊勢町馬寄地内市道0150号線との交差点から同市木曾川町黒田三ノ通り地内新木曾川駅構内南端までの路端から100メートル以上

		までの区域		1,000メートルまでの区域 一宮市木曾川町黒田三ノ通り地内新木曾川駅構内南端から同市木曾川町黒田地内市道105号線との交差点までの路端から1,000メートルまでの区域 一宮市木曾川町黒田地内市道105号線との交差点から岐阜県境までの路端から100メートル未満までの区域
名古屋鉄道株式会社犬山線	名古屋市域内を除く 県内の全区間			名古屋市域内を除く 県内の全区間の路端から1,000メートルまでの区域
名古屋鉄道株式会社広見線	県内の全区間			県内の全区間の路端から1,000メートルまでの区域
名古屋鉄道株式会社小牧線	名古屋市域内を除く 県内の全区間			名古屋市域内を除く 県内の全区間の路端から1,000メートルまでの区域
名古屋鉄道株式会社瀬戸線	名古屋市域内を除く 県内の全区間			名古屋市域内を除く 県内の全区間の路端から1,000メートルまでの区域
名古屋鉄道株式会社津島線	県内の全区間			県内の全区間の路端から1,000メートルまでの区域
名古屋鉄道株式会社尾西線	県内の全区間			県内の全区間の路端から1,000メートルまでの区域
名古屋鉄道株式会社河和線	県内の全区間			県内の全区間の路端から1,000メートルまでの区域
名古屋鉄道株式会社常滑線	名古屋市域内を除く 県内の全区間			名古屋市域内を除く 県内の全区間の路端から1,000メートルまでの区域
名古屋鉄道株式会社知多新線	県内の全区間			県内の全区間の路端から1,000メートルまでの区域
名古屋鉄道株式会社三河線	豊田市域内を除く 県内の全区間			豊田市域内を除く 県内の全区間の路端から1,000メートルまでの区域

名古屋鉄道株式会社西尾線	県内の全区間			県内の全区間の路端から1,000メートルまでの区域
名古屋鉄道株式会社蒲郡線	県内の全区間			県内の全区間の路端から1,000メートルまでの区域
名古屋鉄道株式会社豊川線	県内の全区間			県内の全区間の路端から1,000メートルまでの区域
名古屋鉄道株式会社豊田線	豊田市域内を除く県内の全区間			豊田市域内を除く県内の全区間の路端から1,000メートルまでの区域
名古屋鉄道株式会社モノレール線	県内の全区間			県内の全区間の路端から1,000メートルまでの区域
豊橋鉄道株式会社渥美線	豊橋市域内を除く県内の全区間			豊橋市域内を除く県内の全区間の路端から1,000メートルまでの区域
近畿日本鉄道株式会社名古屋線	名古屋市域内を除く県内の全区間	名古屋市境から海部郡蟹江町地内蟹江駅構内東端までの路端から100メートル未満までの区域		名古屋市境から海部郡蟹江町地内蟹江駅構内東端までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域  海部郡蟹江町地内蟹江駅構内東端から同町地内県道境政成新田蟹江線との交差点までの路端から1,000メートルまでの区域  海部郡蟹江町地内県道境政成新田蟹江線との交差点から弥富市佐古木地内県道子宝愛西線との交差点までの路端から100メートル未満までの区域  弥富市佐古木地内県道子宝愛西線との交差点から同市佐古木地内佐古木駅構内西端までの路端から1,000メートルまでの区域

		<p>弥富市佐古木地内佐古木駅構内西端から同市鯛浦町地内弥富駅構内東端までの路端から100メートル未満までの区域</p> <p>弥富市小島町地内県道一宮弥富線との交差点から同市小島町地内木曾川橋りょう東詰までの路端から100メートル未満までの区域</p>		<p>弥富市佐古木地内佐古木駅構内西端から同市鯛浦町地内弥富駅構内東端までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域</p> <p>弥富市鯛浦町地内弥富駅構内東端から同市小島町地内県道一宮弥富線との交差点までの路端から1,000メートルまでの区域</p> <p>弥富市小島町地内県道一宮弥富線との交差点から同市小島町地内木曾川橋りょう東詰までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域</p>
愛知環状鉄道株式会社愛知環状鉄道線	岡崎市域内及び豊田市域内を除く県内の全区間			豊田市境から春日井市高蔵寺町北3丁目地内東海旅客鉄道株式会社高蔵寺駅構内東端までの路端から1,000メートルまでの区域
愛知高速鉄道株式会社東部丘陵線	名古屋市域内及び豊田市域内を除く県内の全区間	名古屋市域内及び豊田市域内を除く県内の全区間の路端から100メートル未満までの区域		名古屋市域内及び豊田市域内を除く県内の全区間の路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域
株式会社東海交通事業城北線	名古屋市域内を除く県内の全区間	名古屋市域内を除く県内の全区間の路端から100メートル未満までの区域		名古屋市域内を除く県内の全区間の路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域
中部国際空港連絡鉄道株式会社空港線	県内の全区間			県内の全区間の路端から1,000メートルまでの区域

備考 条例第3条第1項第6号の区域（禁止区域）欄及び条例第5条第2項第2号の区域（許可区域）欄に掲げる鉄道の区域は、都市計画法第8条第1項の規定により定められた商業地域及び近隣商業地域並びに平成17年国勢調査結果による人口集中地区に係る部分を除くものとする。

2 条例第3条第1項第6号の2の区域

公共空地名	区分	条例第3条第1項第6号の2の区域（禁止区域）
愛知こどもの国		愛知こどもの国の区域
愛知県森林公園		愛知県森林公園の区域（名古屋市域内を除く。）
愛知県民の森		愛知県民の森の区域
愛知県一宮総合運動場		愛知県一宮総合運動場の区域

3 条例第5条第2項第3号の区域

池沼名	区分	条例第5条第2項第3号の区域（許可区域）
愛知池		愛知池及びその周囲500メートル以内の区域
佐布里池		佐布里池及びその周囲500メートル以内の区域

前文（抄）（昭和54年11月26日告示第1215号）  
昭和54年12月1日から施行する。

前文（抄）（昭和55年3月24日告示第301号）  
昭和55年4月1日から施行する。

前文（抄）（昭和60年9月30日告示第936号）  
昭和60年10月1日から施行する。

前文（抄）（昭和62年3月30日告示第276号）  
昭和62年4月1日から施行する。

前文（抄）（平成2年3月22日告示第272号）  
平成2年4月1日から施行する。

前文（抄）（平成9年3月26日告示第300号）  
平成9年4月1日から施行する。

前文（抄）（平成10年3月9日告示第189号）  
平成10年4月1日から施行する。

前文（抄）（平成11年3月24日告示第250号）  
平成11年4月1日から施行する。

前文（抄）（平成14年3月26日告示第268号）  
平成14年4月1日から施行する。

前文（抄）（平成15年3月14日告示第182号）  
平成15年4月1日から施行する。

前文（抄）（平成17年4月1日告示第352号）  
平成17年4月1日から施行する。

前文（抄）（平成17年7月7日告示第566号）  
平成17年7月7日から施行する。

前文（抄）（平成17年10月1日告示第778号）  
平成17年10月1日から施行する。

前文（抄）（平成17年12月9日告示第959号）

平成18年1月1日から施行する。

前文（抄）（平成18年1月27日告示第73号）  
平成18年2月1日から施行する。

前文（抄）（平成18年3月31日告示第287号）  
平成18年4月1日から施行する。

前文（抄）（平成19年2月16日告示第91号）  
平成19年2月16日から施行する。

前文（抄）（平成19年8月3日告示第518号）  
平成19年8月3日から施行する。

前文（抄）（平成20年3月11日告示第153号）  
平成20年4月1日から施行する。

前文（抄）（平成22年1月29日告示第41号）  
平成22年2月1日から施行する。

前文（抄）（平成22年4月9日告示第260号）  
平成22年4月9日から施行する。

# 愛知県手数料条例（抄）

〔平成12年3月28日  
愛知県条例第20号〕

〔屋外広告業登録申請手数料、屋外広告物講習手数料関係 沿革〕

昭和49年7月24日条例第42号、63年3月28日第9号、平成10年3月25日第4号、17年10月21日第90号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条、旅券法（昭和26年法律第267号）第20条第2項及び道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第3項の規定による手数料の額及びその徴収等に関する事項を定めるものとする。

（手数料の納入義務者）

第2条 手数料は、特定の者のためにする事務について、その利益を受けた者から徴収する。〔以下略〕

（手数料の種類及び額）

第3条 手数料の種類及び額は、別表第1から別表第11までのとおりとする。〔以下略〕

別表第8（第2条、第3条関係）

屋外広告業 登録事務	屋外広告業 登録申請手 数料		1件につき	11,000
	屋外広告業 更新登録申 請手数料		1件につき	11,000

屋外広告物 講習事務	屋外広告物 講習手数料	広告物に係る 法令に関する科目	1人につき	1,800
		広告物の表示の 方法に関する科目	1人につき	1,100
		広告物の施工に 関する科目	1人につき	1,100

# 愛知県事務処理特例条例（抄）

〔平成11年12月17日  
愛知県条例第55号〕

〔沿革〕平成12年3月28日条例第24号、14年12月20日第61号、15年3月25日第9号、15年12月19日第76号、16年10月8日第59号、12月21日第68号、19年3月23日第11号、20年12月19日第52号、21年3月27日第7号、10月16日第41号、第42号、12月18日第58号、22年12月17日第41号、23年3月22日21号改正

愛知県事務処理特例条例をここに公布する。

## 愛知県事務処理特例条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、別表第1から別表第8までのそれぞれの上欄に掲げる知事の権限に属する事務は、これらの表のそれぞれの下欄に掲げる市町村が処理することとする。

### 附 則（抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月28日愛知県条例第24号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年12月20日愛知県条例第61号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月25日愛知県条例第9号）

この条例は、平成15年4月16日から施行する。

附 則（平成15年12月19日愛知県条例第76号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年10月8日愛知県条例第59号）

この条例は、平成16年12月17日から施行する。

附 則（平成16年12月21日愛知県条例第68号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月21日愛知県条例第90号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日条例第11号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表第8の8の項及び22の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年12月19日条例第52号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日条例第7号抄）

1 この条例は、西春日井郡春日町を廃し、その区域を清須市に編入する処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則（平成21年10月16日条例第41号抄）

1 この条例は、宝飯郡小坂井町を廃し、その区域を豊川市に編入する処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則（平成21年10月16日条例第42号抄）

1 この条例は、西加茂郡みよし町となる西加茂郡三好町をみよし市とする処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則（平成21年12月18日条例第58号抄）

1 この条例は、海部郡七宝町、同郡美和町及び同郡甚目寺町を廃し、その区域を

もってあま市を設置する処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 17 日条例第 41 号抄）

1 この条例は、幡豆郡一色町、同郡吉良町及び同郡幡豆町を廃し、その区域を西尾市に編入する処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 22 日条例第 21 号抄）

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

## 別表第8（建設部関係）

〔上欄〕

- 4 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下この項において「法」という。）、愛知県屋外広告物条例（昭和39年愛知県条例第56号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものの
- （1）法第7条第4項の規定により違反に係るはり紙を除却し、又はその命じた者等に除却させること。
  - （2）条例第5条第1項及び第2項並びに第6条第5項及び第6項の規定により広告物の表示又は掲出物件の設置の許可をすること。
  - （3）条例第6条第8項の規定により広告物の表示又は掲出物件の設置の通知を受理すること。
  - （4）条例第9条第1項（同条第4項及び第5項並びに条例第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定により広告物の表示若しくは掲出物件の設置の許可等の期間を定め、又は当該許可等に条件を付すこと。
  - （5）条例第9条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により広告物の表示又は掲出物件の設置の許可を更新すること。
  - （6）条例第10条第1項の規定により許可に係る広告物又は掲出物件の変更又は改造の許可をすること。
  - （7）条例第16条の規定により広告物の表示又は掲出物件の設置の許可を取り消すこと。
  - （8）（1）から（7）までに掲げる事務に伴い、条例第17条第1項の規定により報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。
  - （9）条例第19条第1項の規定により広告物又は掲出物件の管理者の設置等の届出を受理すること。
  - （10）条例第19条第2項の規定により広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者の変更の届出を受理すること。

- (11) 条例第19条第3項の規定により広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者の氏名等の変更の届出を受理すること。
- (12) 条例第19条第4項の規定により広告物又は掲出物件を除却した旨の届出を受理すること。
- (13) 条例第19条第5項の規定により広告物又は掲出物件が滅失した旨の届出を受理すること。
- (14) (2) から (13) までに掲げる事務に伴う条例の施行のための規則に基づく事務であって、別に規則で定めるもの

〔下欄〕

各市町村（名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市を除く。）

〔上欄〕

5 屋外広告物法（以下この項において「法」という。）、愛知県屋外広告物条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- (1) 法第7条第4項の規定により違反に係るはり札等、広告旗又は立看板等を除却し、又はその命じた者等に除却させること。
- (2) 法第8条第1項の規定により広告物又は掲出物件を保管し、及び同条第2項の規定により公示すること（(1)に掲げる事務に係るものに限る。(3)及び(4)において同じ。）。
- (3) 法第8条第3項の規定により広告物又は掲出物件を売却し、その売却した代金を保管すること。
- (4) 法第8条第4項の規定により広告物又は掲出物件を廃棄すること。
- (5) (1) に掲げる事務に伴い、条例第17条第1項の規定により報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

〔下欄〕

一宮市、半田市、春日井市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、北名古屋市、東郷町、長久手町、豊山町、大口町及び扶桑町

〔上欄〕

6 屋外広告物法（以下この項において「法」という。）、愛知県屋外広告物条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの

（１） 法第7条第2項の規定により（６）の措置を自ら行い、又はその命じた者等に行わせること。

（２） 法第7条第3項の規定により（６）の措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収すること。

（３） 法第8条第1項の規定により広告物又は掲出物件を保管し、及び同条第2項の規定により公示すること（（１）に掲げる事務に係るものに限る。（４）及び（５）において同じ。）。

（４） 法第8条第3項の規定により広告物又は掲出物件を売却し、その売却した代金を保管すること。

（５） 法第8条第4項の規定により広告物又は掲出物件を廃棄すること。

（６） 条例第15条第1項の規定により違反に係る表示若しくは設置の停止又は除却等の措置を命ずること。

（７） 条例第15条第2項ただし書の規定により除却すべき旨等を公告すること。

（８） （６）に掲げる事務に伴い、条例第17条第1項の規定により報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

〔下欄〕

一宮市、尾張旭市、岩倉市、東郷町及び設楽町



# 県及び市町村担当窓口一覧

(平成23年4月1日現在)

市町村名等	担当課	〒	所在地	電話番号
尾張建設事務所	維持管理課	460-0001	名古屋市中区三の丸二丁目6-1	(052)961-4419
瀬戸市	都市計画課	489-8701	瀬戸市追分町64-1	(0561)82-7111
春日井市	都市政策課	486-8686	春日井市鳥居松町5-44	(0568)85-6265
小牧市	都市政策課	485-8650	小牧市堀の内1-1	(0568)72-2101
尾張旭市	都市計画課	488-8666	尾張旭市東大道町原田2600-1	(0561)53-2111
豊明市	都市計画課	470-1195	豊明市新田町子持松1-1	(0562)92-1114
日進市	都市計画課	470-0192	日進市蟹甲町池下268	(0561)73-7111
清須市	都市計画課	452-8569	清須市須ヶ口1238	(052)400-2911
北名古屋市	施設管理課	481-8531	北名古屋市西之保清水田15	(0568)22-1111
東郷町	都市計画課	470-0198	愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1	(0561)38-3111
長久手町	都市計画課	480-1196	愛知郡長久手町大字岩作字城の内60番地の1	(0561)63-1111
豊山町	都市計画課	480-0292	西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260	(0568)28-0001
一宮建設事務所	維持管理課	491-0053	一宮市今伊勢町本神戸字立切1-4	(0586)72-1415
一宮市	公園緑地課	494-8601	一宮市東五城字備前12	(0586)28-8100
犬山市	都市計画建築課	484-8501	犬山市大字犬山字東畑36	(0568)61-1800
江南市	まちづくり課	483-8701	江南市赤童子町大堀90	(0587)54-1111
稲沢市	都市計画課	492-8269	稲沢市稲府町1	(0587)32-1111
岩倉市	都市整備課	482-8686	岩倉市栄町1-66	(0587)66-1111
大口町	都市整備課	480-0144	丹羽郡大口町下小口7-155	(0587)95-1111
扶桑町	都市整備課	480-0102	丹羽郡扶桑町大字高雄字畑尻155	(0587)93-1111
海部建設事務所	維持管理課	496-8533	津島市西柳原町1-14	(0567)24-2163
津島市	建築課	496-8686	津島市立込町2-21	(0567)24-1111
愛西市	都市計画課	498-8633	愛西市石田町宮東68	(0567)28-7278
弥富市	都市計画課	498-8501	弥富市前ヶ須町南本田335	(0567)65-1111

市町村名等	担当課	〒	所在地	電話番号
あま市	都市計画課	497-8522	あま市七宝町桂城之堀1	(052)441-7112
大治町	都市整備課	490-1192	海部郡大治町大字馬島字大門西1-1	(052)444-2711
蟹江町	まちづくり推進課	497-0052	海部郡蟹江町学戸三丁目1番地	(0567)95-1111
飛島村	建設課	490-1436	海部郡飛島村竹之郷三丁目1番地	(0567)52-1231
<b>知多建設事務所</b>	<b>維持管理課</b>	<b>475-0828</b>	<b>半田市瑞穂町二丁目2番地の1</b>	<b>(0569)21-9074</b>
半田市	都市計画課	475-8666	半田市東洋町2-1	(0569)21-3111
常滑市	計画建築課	479-8610	常滑市新開町4-1	(0569)35-5111
東海市	都市整備課	476-8601	東海市中央町1-1	(052)603-2211
大府市	維持管理課	474-0025	大府市中央町5-70	(0562)47-2111
知多市	都市管理課	478-8601	知多市緑町1	(0562)33-3151
阿久比町	建設課	470-2292	知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50	(0569)48-1111
東浦町	都市計画課	470-2192	知多郡東浦町大字緒川字政所20	(0562)83-3111
南知多町	建設課	470-3495	知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18	(0569)65-0711
美浜町	都市計画課	470-2492	知多郡美浜町大字河和字北田面106	(0569)82-1111
武豊町	都市計画課	470-2392	知多郡武豊町字長尾山2	(0569)72-1111
<b>西三河建設事務所</b>	<b>維持管理課</b>	<b>444-0860</b>	<b>岡崎市明大寺本町一丁目4</b>	<b>(0564)27-2757</b>
西尾市	都市計画課	445-8501	西尾市寄住町下田22	(0563)56-2111
幸田町	都市計画課	444-0192	額田郡幸田町大字菱池字元林1-1	(0564)62-1111
<b>知立建設事務所</b>	<b>維持管理課</b>	<b>472-0026</b>	<b>知立市上重原町蔵福寺124</b>	<b>(0566)82-6463</b>
碧南市	都市計画課	447-8601	碧南市松本町28	(0566)41-3311
刈谷市	都市計画課	448-8501	刈谷市東陽町1-1	(0566)23-1111
安城市	維持管理課	446-8501	安城市桜町18-23	(0566)76-1111
知立市	建築課	472-8666	知立市広見3-1	(0566)83-1111
高浜市	都市整備グループ	444-1398	高浜市青木町4-1-2	(0566)52-1111

市町村名等	担当課	〒	所在地	電話番号
豊田加茂建設事務所	維持管理課	471-0867	豊田市常磐町3-28	(0565)35-9326
みよし市	都市計画課	470-0295	みよし市三好町小坂50	(0561)32-2111
新城設楽建設事務所	維持管理課	441-1354	新城市片山字西野畑532-1	(0536)23-8690
新城市	都市計画課	441-1392	新城市字東入船6-1	(0536)23-1111
設楽町	建設課	441-2301	北設楽郡設楽町田口字居立2	(0536)62-0511
東栄町	建設課	449-0292	北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑25	(0536)76-1813
豊根村	建設課	449-0403	北設楽郡豊根村下黒川字蕨平2	(0536)85-1311
東三河建設事務所	維持管理課	440-0801	豊橋市今橋町6	(0532)52-1331
豊川市	都市計画課	442-8601	豊川市諏訪1-1	(0533)89-2169
蒲郡市	都市計画課	443-8601	蒲郡市旭町17-1	(0533)66-1142
田原市	街づくり推進課	441-3421	田原市田原町南番場30-1	(0531)23-3524

注 名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市の区域内は、各市の屋外広告物条例による規制が行われております。詳細については各市にお問い合わせください。(愛知県屋外広告物条例は適用されません。)

〈県庁窓口〉

愛知県建設部公園緑地課 景観グループ

名古屋市中区三の丸三丁目1-2

電話(052)954-6612(ダイヤルイン)

屋外広告物関係法規集  
平成23年4月  
愛知県建設部公園緑地課  
名古屋市中区三の丸三丁目1-2  
ダイヤルイン (052)954-6612  
F A X (052)953-5329  
E-mail koen@pref.aichi.lg.jp

※ この法規集の条文中 [ ] の箇所は、編集者が加筆したものである。

